

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成19年3月8日  
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、南谷議員、4番、小澤議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、これより一般質問を行います。  
質問は、通告順によって行っていただきます。  
なお、一般質問の時間は、厚岸町議会会議運用内規64の規定にあるように、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間以内におさまるよう努めていただきます。  
初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。  
3番、南谷議員。
- 南谷議員 皆さん、おはようございます。  
本定例会は、私ども町会議員にとりまして任期節目の定例会でございます。私自身、4年間、一般質問を初め懸命に議員活動をさせていただきました。  
稲井議長さん、議員皆様方に、そして若狭町長さん、理事者側にご列席の皆様感謝を申し上げながら、心して質問をさせていただきたいと存じます。  
1点目でございます。厚岸町の冠水対策についてお尋ねをいたします。  
平成18年10月7日から8日にかけての低気圧、そして平成19年1月6日から7日にかけての異常な低気圧によりまして、厚岸町内が全域にわたり暴風雨、波浪、高潮による大きな被害をこうむりました。特にひどかったのは、厚岸湾・湖に面する沿岸地区の冠水でございます。その中でも特筆箇所は、港町地区が冠水し、道道別海厚岸線が一時交通どめとなったり、本町側、奔渡町1丁目旧フェリー跡の海岸道路への越波による浜の冠水でございます。この双方の被害の状況をお尋ねいたします。  
次に、このように海岸線が冠水して、本町が陸の孤島になってしまう大事に至った原因をどのようにとらえておられるのか、お尋ねするものでございます。  
さらには、今後の対応策についてお尋ねをさせていただきます。  
早急に対応しなければならないところと将来に向けて抜本的に対策を講じていかなければならないところがあると考えます。初めに、早急に対応が必要と考えられるところ

3カ所についてお尋ねをさせていただきます。

1カ所目でございます。厚岸町の生命線でもある真竜側大橋下の道路対策。2カ所目、港町の2条・3条通りと海岸道路を冠水させてしまう海岸道路の越波対策でございます。3カ所目でございます。本町側、奔渡1丁目海岸道路への越波に起因する浜の冠水対策が必要と考えますが、町長の所見を求めます。

厚岸町全域にわたる冠水対策でございますが、私が市街の惨状を枚挙するまでもなく、港町地区、奔渡町1丁目を初め漁組前、さらにはその奥の4丁目から7丁目までにかけて、個有岸壁と干場が高潮による越波によりまして大きな被害を受けております。

平成14年度時点で、釧路沖地震以来、市場岸壁で30センチ程度地盤沈下していることを開発が確認をしておりますし、海面が上昇していることは明らかな事実であります。今後、大きな台風が来たり、地球温暖化による気象の変化で冬場に台風よりもっと大きな異常低気圧が発生するなど、かつての予想を超える規模の冠水が頻繁に発生する可能性があるわけでございます。これらの対策はどのように考えておられるのか、お伺いをさせていただきます。

次に、2点目のノロウイルスによる風評被害であります。昨年の11月ころからカキ養殖漁業者は、カキがノロウイルスの風評被害によりまして消費の冷え込みで販売価格が大暴落し、生産調整しながらの出荷をしております。

今年の1月の1カ月間のカキの全体取り扱いでございますが、むき身、殻ガキを含めたカキ総体の市場取り扱いは、生産数量が21トン877キロ、取り扱い金額が1,533万円でございます。この平均単価が687円、昨年同月と対比しますと、生産量で52%、取り扱い金額で40%、平均価格は昨年が898円でしたから、今年が687円で、この差が211円下げの76%となっております。このすべてが大幅に落ち込んでおるわけでございます。いまだ値段の回復は望まれず、札幌や大都市圏でのホテルやレストランでカキの取り扱いは、カキイコールノロウイルス、このイメージが強くて敬遠され、取り扱われない状況となっております。

厚岸町としても、今日までコンキリエ、カキ種苗センターの建設に始まりまして、厚岸産カキのブランド化運動の一環として「カキえもん」のネーミング、さらには浜ではカキ処理場の衛生管理強化のため殺菌装置を設置し、畜養施設などの衛生管理に努めてきたわけでございますけれども、一度にしてこれらの努力が水泡に帰した感がございます。生産者の皆さんの中には、今年の実産量の調整はもちろん、将来の実産の形態をも視野に入れ模索をしている実態となっております。

そこで、お尋ねをさせていただくんですが、この被害の実態についてお聞きをさせていただきます。町は、価格、出荷数量など、この風評被害による影響をどのように、どこまでとらえておるのか、お聞かせいただきます。

また、1組合当たりの収入面での被害額は、そして漁組の動向はどのようになっておるのか、お尋ねをさせていただきます。

厚岸町では、これらの状況を踏まえ、可能な対策は積極的に取り組んでこられたと思っておりますけれども、今日までとってこられました対応策、さらには今後どのようにされていかれるのか、お伺いをさせていただいて、1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、南谷議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目の厚岸町の冠水対策についてのお尋ねですが、まず道道別海厚岸線の真竜側大橋下や港町の各道路冠水被害状況は、昨年10月7日、8日の低気圧により、道道別海厚岸線及び町道17路線が冠水し、道道は厚岸郵便局から厚岸消防署の間を早朝と夕方の2回にわたり通行どめしており、町道では港町3条通りのほか、主要道路の通行どめを行いました。また、今年1月6日の低気圧においても同様な状況となっており、道路そのものに被害はありませんでしたが、道道別海厚岸線の通行どめにより、湖南地区と湖北地区の道路機能が分断され、町民や地方から来られた方に多大な影響を与えております。

また、本町側、奔渡町1丁目旧フェリー跡の町道奔渡町港通りへの越波による浜の冠水状況は、昨年10月と本年1月の低気圧では、町道と近接している護岸から越波したことにより町道が冠水し、通行どめの措置を行っております。この地区の被害については、漁具などの被害はありませんでしたが、漁業者が設置した栈橋の板が流され、道路では縁石が10メートル程度破損しております。

次に、冠水の原因ですが、真竜岸壁が建設当時と比べ、現在で66.3センチメートル低くなっております。また、釧路港海面が35年間で約30センチメートル上昇しており、今後も上昇傾向にあるとされております。これらの原因については現在、明確にされておりませんが、こうしたことから冠水の要因としては、地盤沈下と海面上昇の影響によるものと考えられます。

次に、今後の対策であります。港町地区では恒久的な対策として、護岸のかさ上げによる越波対策とこれにあわせてポンプなどによる排水対策が考えられ、真竜岸壁は、開発建設部において、平成16年度から平成18年度にかけて株式会社宮原組事務所横の岸壁突端から厚岸大橋に向かって306.4メートルの区間についてかさ上げを実施しており、平成20年度もしくは平成21年度以降から、残り厚岸大橋の下までかさ上げを行う予定であります。

港町裏浜（厚岸湖側）の護岸は、北海道が管理する護岸であり、護岸のかさ上げとあわせて排水対策の検討を行うべく、関係機関と協議を行っているところであります。

また、恒久的な対策には時間を要するため、あわせて応急対策の検討も行ってきたわけではありますが、道道は厚岸大橋をおりてから町道港町2条通りへ迂回するルートを確保するため、平成19年度に道道別海厚岸線の真竜側、厚岸大橋付近の道路かさ上げを行う予定であります。また、残り厚岸郵便局までの道道と各町道は、道道と町道との高さ調整が必要であるため、町と北海道で連携を図り、道路のかさ上げを計画し、応急対策を講じたいと考えております。

本町側、奔渡町港通りへの越波と浜の冠水対策につきましては、越波する箇所は、漁業者の荷揚げや漁具の積み込みに利用されているところであり、漁業者と調整を図りながら、関係機関と対策を検討してまいりたいと思います。

次に、厚岸町全域にわたる冠水対策であります。道路のかさ上げや公共下水道事業

による雨水整備など、より効果的な方法を検討してまいりたいと思います。

続いて、2点目のカキのノロウイルスによる風評被害についてのご質問であります。

風評被害の実態についてのご質問のうち、まず価格出荷数量への影響についてであります。昨年11月から、全国的にノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の感染者が集団感染者を含め急増したことに伴い感染の拡大とともに、カキが原因と特定されたケースがないにもかかわらず、カキが原因との風評が流れ、取り扱いを中止する百貨店も出るなど、歳末を控え、出荷ピークを迎えた全国のカキ生産地は、いわゆる風評被害により大きな打撃を受けました。

道内一のカキ生産地であります厚岸町にとりましても、その影響は大きく、カキの出荷販売につきましては、主に市場出荷及び生産者が飲食店や個々の消費者と直接取引する直販があり、被害額の算定は難しいのが実態であります。厚岸地方卸売市場での取引に限定してお答え申し上げますと、平成18年全体で市場のむきガキと殻ガキを含むカキ全体の取り扱いでは、取扱量で444トン、金額では3億6,350万円であり、前年との比較では、取扱量で60トン少なかったにもかかわらず、金額では148万3,000円の減にとどまりました。

この要因として、平成18年は景気回復に伴い価格の回復が見られたことによるものと思われませんが、しかし、ノロウイルスなどを原因とする感染性胃腸炎が全国的に報道された12月だけを比較した場合には、取扱量で41トンの減で、金額では4,030万円の大幅な減となりました。加えて、12月は書き入れどきで、最も需要が期待される時期でもあっただけに、惜しまれるところであります。

さらに、風評被害の影響は年が明けてからも続き、平成18年1月と今年1月を比較したところ、取扱量が約半分で21.8トン、取扱高は1,503万円で、半分以下に落ち込んでいます。1キロ当たりの単価も、昨年1月は898円で、今年1月では687円で、23.5%も落ち込んでいる状況にあります。むき身に限定いたしますと、例年、キログラム当たり2,500円から3,000円で取引される価格が1,000円にまで落ち込むなど、深刻な状況が続いております。

また、組合員1人当たりの被害額であります。前段でも申し上げたとおり、市場出荷や直販があり、被害額算定は難しいのが実態であります。直接的には昨年12月の減による額での算定では、生産者1人当たり平均30万7,000円の減額となります。今年1月では生産者1人当たり平均17万円の減額となり、2カ月で47万7,000円となりました。

次に、漁協の動向はとのお尋ねであります。消費地に広がるカキ敬遠の影響で市場での卸価格が暴落したのを受け、昨年12月下旬、道内カキ生産地の組合で組織する北海道カキ生産漁協連絡協議会が急遽開催され、衛生管理体制の強化を徹底することなどを申し合わせるとともに、全国漁業協同組合連合会でも関係省庁に対して、風評被害の早期沈静化を求めるため要請活動を行っております。

また、本年1月末には、消費拡大のメッセージ発信と試食会を兼ね、陸のミルク「牛乳」と海のミルク「カキ」を食とするイベント「ダブルミルクを釧路から」を開催するなど、安全性のアピールと消費拡大に向け、取り組みを行っております。

風評被害につきましては、平成17年1月に発生したケースと同様に、今回もカキが食中毒の原因と特定されていないにもかかわらず、カキが原因食品であるかのように連想

させる報道により風評被害が拡大し、厚岸町民にも被害が及んだことはまことに遺憾であります。

次に、町として可能な対策についてであります。今後、こうした誤解を生ずるような報道が出ないように、町といたしましても、関係機関と連携して、消費者に対して正確で十分な情報提供するよう、国に対して要請してまいります。

また、町として、厚岸カキの安全性を全国にアピールするため、何ができるかを検討していきたいと考えております。その一つとして、道内外で先進的にノロウイルス対策に取り組んでいる地域を視察する計画を組んでおります。こうした視察の結果を踏まえ、厚岸のカキが安全でおいしいことを消費者に知っていただくために、ノロウイルス対策を柱としたカキの衛生管理に関する施策をどのように展開していくべきか、研究を進めたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をいたします。

冠水の原因についてでございます。

ご答弁ですと、港湾事務所の調査で、昭和33年に建設されたエーウロコ前というんですか、岸壁が48年間で66.3センチメートル低くなっております。66.3センチ沈下をしておる。釧路港の海水が35年間で30センチメートル上昇しており、今後も上昇傾向にあるというご答弁をいただきました。

冠水の要因というんですか、地盤沈下と海面の上昇、この2つが大きく影響をしておるという理解をさせていただいたんですけれども、しからば、厚岸町の今後の沈下や海面の上昇の予測ですか、特に予測につきましてどのように取り組んでいかれるのか。と申しますのは、私は、今後の対策に向け、原因の究明や今後の予測はやっぱり必要ではないだろうかと思うわけでございます。この辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと存じます。

今後の対応策でございますけれども、3カ所お聞きをさせていただいたんですけれども、まず3つ目の奔渡町1丁目海岸道路整備についてでございます。

ここの道路は、高潮になると常に越波をしてまいります。今回、本当に浜に海水が流れ、浜の方が先ほど被害が少ないと言っているんですけれども、実際には浜全体がもう水没状態、冠水してしまっております。ですから、浜にはいろんな資材とかそういうものが置いてあるんですけれども、それら冠水によっての被害というものは実際には発生をしております。

また、路面道路でございますけれども、冬期間、越波するとつるつるになって、非常に危険なものがございます。そういった意味でも、対策というものは早期実現に向け、取り組んでいただければなと思います。これにつきましても、取り組んでいただければということで、早期に実現に向けて取り組んでいただきたいと存じます。

それから、一番気になるのは、大橋下の道路についてでございます。私が考えるところ、市場の前の岸壁は非常に大きく地盤沈下をしておるということで、既にかさ上げを

途中までできておられると。これについても今後、先ほどの説明で、橋の根っこまで取り組んでいただけるといふことで、早期実現を目指していただきたいと存じます。ここが、やはり越波する原因にはなっているのかなというふうに考えます。

港町の道路の冠水でございます。特に、3点の中で一番ひどかったのがここなんではないのかなと思います。従来から、ここの、確かに説明の中であった2条通りというんですか、いう部分では通れるような対応措置をしてきておられるんでしょうけれども、海岸道路からの越波、このことによりまして、丸弘水産から小林板金さん、この辺の道路は常にですね、恒常的に冠水状態にありまして、ご答弁では、道が管理する海岸で、北海道へかさ上げの検討がお願いされていると申しておられたんですけれども、実際にこのたびの越波によりまして、とある工場の機械場が浸水をしてしまいました。ここの工場の機械場に設置してある発電機が何というんですか、漏電するというんですか、水の被害を受けまして、修理費もさることながら、モーター、発電機が壊れたわけでございますから、操業にも影響を及ぼすような事態に至って、工場の生産、さらには近隣の住民の交通にとどまらず、生活をも脅かしておるのが実態でございます。

ここの護岸は、本当に全長のうち半分が木柵のままで、この多くの木柵が破損しております。岸壁として機能しておらない実態でございます。この前の高潮では完全に海水面がこの岸壁を上回っている状態で、海水面の中を車が走らなければならないような状態に陥っておりました。道路としても、本当に機能しておりません。かさ上げと同時に、海岸整備というんですか、これらの関係につきましては、もっと大きなスケールで考えていかなければならないのではないのかな。全体整備というんですか、道との協議というご答弁でございましたけれども、計画自体、やはり早急に対処していかなければならない事態に至っていると私は考えるのですが、いかがでしょうか。

また、道路のかさ上げでございます。先ほども申しましたけれども、確かに2条通りは比較的冠水をしておりません。ですけれども、3条通り、ポスフルから生活改善センターや丸弘水産一帯、縦の線なんですけれども、すべて浸水がしてしまって、海岸近くの住民は2条通りに出られない実態にあります。2条通りを通りなさいよという町としての一つの方向性を出すんですけれども、海岸側に住んでいる皆さんは、周りがすべて縦線も水没しておるわけですから、車では塩害があつて大変な状態になっていると、これが恒常的に発生しているという実態にあるわけでございます。この件についてのお考え方、これらについてもお考えを求める次第でございます。

特に、この件について、平成14年第4回定例会でございます。冠水対策につきまして、11番、岩谷議員さん、それから12番、谷口議員さんがかなり長時間にわたりまして、当時の冠水マップなどがどうなっているのかと、これらについてのご質問も含めてしておりますが、私はこのときの議事録を読ませていただいたんですけれども、当時の状況よりも、余り年限が立っていないんですけれども、実態は、被害の状況はもっともっと進んでいるのではないのかな。そして、これに対する対応なんですけれども、余り進んではおられないのではないのでしょうか、そのように考えるわけでございますけれども。

町長は、町の執行方針で、この冠水対策につきまして、北海道と連携して早期に対策が講じられるよう検討されていると申されましたけれども、本当に前向きに取り組んでいただけると私は安堵しておるんですけれども、具体的な説明をしていただきたいと存

じます。

2点目のノロウイルスの風評被害についてお伺いをさせていただきます。

被害の実態と漁組の動向については、よくわかりました。風評被害の対策につきましてお伺いをさせていただきたいと存じます。

町長の執行方針でも、その取り組みをされると申されました。もう少し具体的にその説明をしていただきたいなど、中身につきましてお願いをいたします。

特に、視察地を予算にも計上されておりますが、この目的、どう反映をされていくのか、この中身につきましてお願いをしたいと存じます。

ノロウイルスは、私の認識では、たしか平成15年までは小型球形ウイルス（SRSV）と言われていたという認識を持っております。その後の研究で、非細菌性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種、今日では「ノロウイルス」と命名され、その生態が少しずつ明らかになってきております。

ノロウイルスのサイズでございますけれども、1ミリの下1,000分の1、これをマイクロというそうでございますけれども、さらにマイクロの下1,000分の1、ナノメートルとお聞きをしました。要するに、1ミリの100万分の1がナノメートルでございます。ノロウイルスのサイズは30から34ナノメートルだそうでございますして、非常に微小であり、この小さいことが、小さ過ぎて扱いにくい。ノロウイルスを研究する上では、育てる上である程度サイズが小さ過ぎるものですから、繁殖をさせにくいそうなんです。繁殖をさせにくいということは、研究をする上で非常に逆にネックになるというお話を伺いました。ですから、対抗策がとりにくい。いまだなかなか撲滅するような対抗策がつかれない、対応できないそうでございます。

しかしながら、ノロウイルスは、85度以上で1分間以上加熱すると感染性を失うそうでございます。ノロウイルスは、皆さんご存じのように、人のふん便や嘔吐物、それが乾燥したものから出るじんかいを介して、口などから人から人に感染するそうで、これらのことにつきましては、カキを扱っている養殖漁業者の皆さんは私以上に熟知をしております。

ですから、厚岸町が今盛んに取り組んでおられる終末処理場ですか、排水の関係、これらにつきまして非常な関心を持っております。処理水が汐見川を経て、厚岸湾へ注がれている。処理水の加熱を強く要望する声が浜ではあります。町として、これらの声にどのように対応されておられるのか。そして、私も、加熱をしていただければなど、浜も安心して、全国にもむしろPRできるのではないのかなど、かようにとらえておるんですが、いかがでしょうか。

これらの非常に言い尽くせない分もあったんですけれども、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

地盤沈下や海面上昇の予測についてでございますけれども、まず地盤沈下でございますが、1つは、釧路沖地震や東方沖地震などの突発的な地震により沈下を起こす場合が

ございます。それから、国土地理院で2000年度平均成果というものがございまして、30年ぶりに測量の高さの基準となる水準点をはかり直し、その高さを改定したものでございますが、そのはかり直した数値の全国的な傾向として、東京付近では差がなく、北海道側でマイナス傾向、低くなっているということでございまして、逆に、九州や四国側でプラス傾向というふうになっておりまして、これはプレート運動による沈み込みと思われるとの説明がされております。

こうしたことから、地盤沈下の予測というのは非常に難しいわけですが、現在、釧路土木現業所厚岸出張所との協議の中では、港町裏浜の護岸や港町地区を定期的に高さを観測することが必要ではないかといったことを話しているところでございまして、この定期的な観測をして、その推移を見るというのは必要であると考えてございます。

それから、海面上昇の方でございまして、近年、地球温暖化によりまして南極や北極の氷が溶け、海面が上昇しているというような話は聞きますが、釧路気象台に確認をしたところ、この地域の海面上昇の確たる要因は解明されていないとのことでございまして、その予測はできないとのことでございまして、その辺はご理解を願いたいと思います。

それから、港町裏浜の護岸について、護岸かさ上げと同時に整備計画が必要ではないかというようなご質問でございまして、この護岸は昭和30年代後半に厚岸町が区画整理事業により施行し、その後、北海道へ移管をされておりますけれども、護岸の延長は858メートルございまして、うちコンクリート矢板護岸が542メートル、残りが木柵護岸で316メートルでございます。この木柵護岸の部分でございまして、ご指摘のとおり、相当破損が見受けられます。冠水の恒久対策として、護岸のかさ上げを考えているわけではございませんが、具体的な方法はこれからでございます。

木柵や破損している護岸をかさ上げするということはできないわけですから、相当大がかりになることは想定されます。今後、北海道と協議を進めていくこととなりますけれども、工事を実施するような段階には、当然こうしたことを踏まえてその整備計画がつけられることになると思いますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、道路のかさ上げについて、どの程度のかさ上げを考えているのかということでございまして、詳細につきましては、これから現場と調査をしながら計画をすることとなりますけれども、方式はフラット方式というものでございまして、この方式の本来は歩道の段差解消のために用いられている方式でございまして、近年、道路構造において主流となる形ではございます。

基本的な考えといたしましては、車道を現在ある歩道の高さと同じ高さまで、おおむね15センチメートルから20センチメートルのかさ上げを行うことを考えてございます。これ以上上げますと、周辺民地側の方が低くなりまして、降雨時等に排水ができなくなるといった影響が出てまいりますので、ここら辺が限界と考えてございます。ただし、これらの方式は、車道と歩道の間にあります縁石が飛び出した形となりますので、都会では多い形ではございますが、この辺では見なれない形となります。これらにつきましては、住民のご理解もいただくことが必要であると考えてございます。

それから、港町地区の冠水対策の具体的な説明でございまして、この地区の冠水対策



については、以前から議会でも議論をされてきております。平成14年当時では、道道別海厚岸線、それから港町中通り、そこで冠水時に簡易的なポンプを設置して排水を試みてきたわけですが、海水が排水管から逆流してうまくいかないという状況に至ってきております。

また、冠水マップについても、冠水する範囲がそのときの潮位や低気圧等の状況により変化するために、現実的にどこまでの範囲とするのか、難しいこともございます。現段階におきまして、道路のかさ上げを今進めようとしているところでございます。それにより、範囲もまた変わってまいります。これは、道路のかさ上げを施した後に、その状況を見て必要性を判断していきたいと考えてございます。

それから、港町地区の冠水対策の具体的な説明ということでございますが、1回目の町長からの答弁のとおり、恒久的な対策はこれから関係機関と具体的な検討を行っていくところでございますし、これには相当な時間がかかるために、先に応急措置として道路のかさ上げを進めていきたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、奔渡町1丁目の護岸の恒久対策の関係と、それから真竜岸壁の関係、さらには湖内船揚場のかさ揚げの関係とノロウイルスの関係ということでお答えをいたしたいと思います。

まず、奔渡1丁目のフェリーの付近の関係でありますけれども、あの地区については、船揚場からの越波は今回はなかったと、いずれもなかったということであります。被害は、越波をしていたところがフェリーの付近ということであります。ちょうどガードフェンスがあるところでありますけれども、栈橋も2カ所ほどございます。

そういったことで、あのガードフェンスのところについては、物揚場として使用しているところもあるということで、漁業者との調整もあります。数年に一度あの辺については越波をするということだったんですけれども、今回は10月とそれから1月に、ともに大きな被害が出てしまったところでありますけれども、これらの関係については、ガードフェンスの高さで擁壁をつくってはどうかということで、この擁壁について、そういった考え方のもとに北海道の方と今後協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、真竜岸壁の関係でありますけれども、平成18年度は泊地しゅんせつを真竜岸壁の方を実施してございます。19年度については、湖内の方のしゅんせつを予定してございまして、一応平成20年あるいは平成21年に真竜岸壁の端までのかさ上げを行うということでありますので、この辺につきましましては、港湾事務所とも今後調整をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、湖内の岸壁のかさ上げでありますけれども、今年に入りまして一度、土現の方と、庁内の関係各課と役場内の関係各課が集まって、土木現業所の方と協議をしてございます。湖内の岸壁の物揚場の関係のかさ上げにつきましましては、非常に緊急度が高

いということもございまして、こちらの方については優先的に実施するように、土現の方と協議が必要ということで考えてございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

それから次に、今後のノロウイルスの対策の関係であります。

この関係につきましては、下水道の終末処理の方も関係がございましてお話をさせていただきますが、とりあえず公共下水道の方についてはハード部門ということになります。ノロウイルスのソフトの対策として、予防的な部分で畜養の方法とか、あるいは販売戦略、さらには安全性のアピールということで考えてございます。

考え方として、ハード部門を先ほど議員さんもおっしゃりましたが、ノロウイルスについては85度以上で死滅するということであります。それらの処理後、その処理水について冷却して川へ流すと、その方法が最も一番いいわけでありましてけれども、建設費用あるいはランニングコスト、そういったことで多額の費用がかかると。その方法が安くできると、こちらの方も飛びつくわけでありましてけれども、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、まだその技術は確立されていないというのが現状であります。

そこで、町といたしましても、ソフト対策の考え方として、安全性をアピールしてこうというふうに考えてございます。厚岸町のカキの安全性をアピールすることになりますと、当然カキの単価アップにつながってまいります。そのためには町はどうしたらいいかということで、具体的な考え方として、全国の先進地と思われるところを数カ所選定をいたしまして、事前調査を行いたいということであります。

次の段階で、厚岸町の目的に合った候補地を絞るということと、今度そこに視察を実施をいたしまして、資料等を持ち帰って検討をしていきます。その段階で、考え方といたしまして、その先進地と同じことをするのか、さらにはその先進地以上のことをやるのかということになってまいりますけれども、前者ですと差別化が図られないということになりますので、後の先進地以上のことをやるということになりますと差別化が図られてまいります。さらに、その段階でイニシャルコスト、それからランニングコスト、そういったことも検討いたしまして、次年度以降のステップにしたいというふうに考えてございます。

これらについては当然、私ども町だけではなくて、漁組あるいは指導所、そういった関係機関とともに連携を求めながら進めてまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 3番議員の残り時間は10分となります。

3番。

●南谷議員 まず、冠水対策でございまして。

道や国との関係があり、一朝一夕にはいかないことはよく理解をしております。努力をされて、早期実現に向け、ぜひ頑張ってくださいと存じます。

1回目で、即対応しなければならないものと、大きな視点で厚岸町全体の冠水対策が必要と申したんですけれども、私は、部分部分だけでなく後者の方、大きな視点で厚岸町全体の冠水対策という構想・計画みたいなものが必要ではないのかなと、かように考えますが、いかがでしょうか。この辺の考え方について、冠水対策の質問を終わらせ

ていただきます。

それから、2点目の方の風評被害対策でございます。

本当にですね、カキ養殖漁業者の皆さんは瀕死と言ったら大変失礼なんですけれども、本当に困っております。

先般、市場部長さんの方に伺ってこの状況を伺ってきたんですけれども、今日まで厚岸産カキの付加価値を高めるために、殻ガキ、生食というんですか、特に厚岸町のカキは殻ガキで、生食を食べることで価値観を高めてきた、生食ということでイメージアップしてきたんだと。ところが、ノロウイルスの風評被害で全く逆効果になってしまったというんですか、生食というものが排除されるような風潮の中にある。ですから、リスクもそれだけ大きいんですと、このようなご答弁をいただきました。

町長や課長さんの方から、ダブルミルク、これらの取り組み等も国の方にも働きかけをしていただけるということで、大変心強く思っておるんですけれども、厚岸町の「えもんシリーズ」、これらについても組合の方から伺ってまいりました。今後も、イベントの取り組み、町長みずからテレビに出てですね、宮崎の知事でないんですけれども、カキのPRをしていただければなと存じます。

私は、どうも町の顔がですね、先ほど課長はとうとうと答弁をしていただいたんですけれども、町の動向、顔が浜の皆さんによく理解されていないのではないのかなと、かように思うんですが、もっと町として、浜あって組合あっての、私は従来から言ってきたんですけれども、やはり町としてもせつかく事業展開をしているわけですから、この辺のPRというんですか、こうしているんだというものも、もっと町としても事業の取り組みなどについてのPRも必要だし、本筋の取り組みというものも必要ではないのかなと、かように考えます。

ご答弁を求め、再々質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えいたします。

まず、冠水対策でございますが、全町的な冠水対策を講じたらどうか、マップをつくったらどうかという構想案であります。検討に値するかと、そのように考えておりますので、検討させていただきたいと存じます。

さらにはまた、ノロウイルスの関係であります。

甚大な被害をこうむった今日、先ほども答弁いたしました。その原因は、要するにマスコミ等の報道であります。それについては答弁のとおりであります。しかし、この厚岸町における安全という問題について、安心して厚岸町のものは食べられる、安全・安心というものが大事だろう、そのように考えております。

そういう意味において、予算案においても提案をいたしておりますし、さらにまた、執行方針でも述べさせていただきましたが、その目標に向かって行政として何ができるか、漁業協同組合並びに関係者と連携を図りながら徹底をさせていただきたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

●音喜多議員 今期、任期最後となります平成19年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいります。

まず1点目に、新型交付税の導入に伴ってお伺いしてまいります。

政府は、2007年度より一部、3年後には5兆円規模まで、あるいは10年スパンで新型交付税の導入を拡大、確実に導入する旨の報道がされております。今までの算定は、大都市の電話帳ほどの分厚い計算式で、かつ複雑でわかりにくい算定方法だそうですが、新たに人口と面積による算定方式で簡素化し、各市町村でも将来の交付税を見通ししやすくなると強調しております。

厚岸町として、この新型交付税はどのような制度としての見解をお持ちであられるのか、お伺いしてまいりたいというふうに思います。

次に、この新型交付税の算定根拠として、人口と面積によるとしておりますが、財政需要の比例配分は、都道府県と市町村の比例はどのようになっているのか、その点について、おわかりであればお伺いしてまいりたいというふうに思います。

次に、算定基準の単純化はわかりますが、当町の行政地域は過疎地であり、必ずしも人口や面積では単純化できないのではないかというふうに思うのであります。公的機能を持つ森林や湖、河川、港湾の維持を含め、環境保全を図らなければならない、国土を守るという意味では重要な役割を担い、また、災害などはいつ、どこでも、人口と面積には無関係であると思うのであります。その辺は市町村に対してどのような国の説明をされているのか、その影響度というのとはどのようなものか試算されているのか、お尋ねしてまいりたいというふうに思います。

それらを踏まえていきますと、平成19年度、今年度はどの程度の影響を受ける、そのような見込みであるのか、その辺について伺います。

次年度以降、またこの展開はどのようにされるのか、影響は受けるのか、その点についても伺ってまいりたいと思います。

今後、政府の強い方針のもとでは、いずれ影響を受けるものと察しますが、その対策について町はどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いします。

2点目に、町民の移動手段の確保として、その対策についてお伺いしてまいります。

現在、町の独自施策として、患者輸送や学校の送迎、あるいは入浴、目的によっては福祉関連の車が運行されておりますが、なおかつ中心地から外れた移動手段を持たない高齢者や生活者からの足の確保が求められております。

この際、今までの独自施策はもとより、時代の要請を含め、共通した町内全体的かつ総合的な交通手段確保のための施策を検討されてはいかがでしょうか。そのような対策をとられるよう必要になっているかというふうに思いますので、その考えについてお伺いしてまいりたいと思います。

特に昨年、町内における道立高校の配置計画が示されて、その対策として、町内挙げて取り組んでまいった経過がございます。生徒の通学手段について、多くのお話を聞き

ました。この際、これらの点についても、何らか対策案のようなものが必要ではないのかなというふうに考えますが、その点もお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型交付税の導入についてのお尋ねですが、まず、厚岸町としてどのような制度として見解を持っているかお伺いしたいとのご質問についてであります。ご承知のとおり、新型交付税は、地方交付税のうち普通交付税について、その配分額の一部を地方公共団体の人口と面積を基準に算定する方法で、現在の複雑な算定方法を簡素化・透明化することとし、平成19年度から導入するため、地方交付税法改正案が今国会に提出されているところであります。

この新型交付税の制度につきましては現在、国から確定的な算定方法が示されておりませんので、現段階の情報によりこの制度に対する見解を述べるにとどまりますが、新型交付税は、一部の基準財政需要額の算定を簡素化し、地方公共団体の人口と面積を測定単位とする算定方法であり、平成19年度より順次その算定規模を拡大し、3年間で3割相当、額にして約5兆円規模を目指すとしているところであります。

この新しい算定方法によりますと、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、変動額を最小限にとどめるよう制度を設計したとしておりますが、最終的には、人口の少ない過疎地域などにあっては極めて不利な算定方法になるととらえております。

総務省は、平成19年度の新型交付税の影響について、全国の都道府県と市町村のうち約70%の自治体で、交付税額の算定基礎となる基準財政需要額がふえるとの試算結果をまとめ、過日公表したところでありますが、平成19年度の国の交付税予算額である約15兆2,000億円の総額が前年度と比較して増額になっていないことから、残る30%の自治体は減額になると考えられるところであります。

新型交付税に関しては、いまだ確定的な算定方法が示されていない状況の中で、この制度の基本的な考え方としては、1つ、国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野から新型交付税を導入。2つ、人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映。3つ、離島、過疎など、真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保。4つ、地方団体の財政運営に支障が生じないよう制度を設計するとされておりますが、総じて人口の少ない小規模自治体については、増額となる肯定的な要素はないと考えているところであります。

次に、交付税算定根拠として人口と面積によるとしているが、財政需要の比例配分は道・市町村間はどのようになっているかについてであります。都道府県分については人口と面積の算定割合を3対1程度とし、市町村分については小規模な町村で大幅な減額となる可能性があるため、人口と面積の割合を10対1程度としており、具体的な制度設計においては、人口規模や土地の利用形態などによる行政コストの差を適切に反映するとともに、十分な経過措置を講ずるとしているところであります。

次に、算定基準の単純化はわかるが、当町の行政需要は過疎地のほかにどのような

ころが算定外とされ、その影響額は幾らと想定されるかについてであります。従来までの制度は、小・中学校の学級数や農家数などが測定単位とされておりましたが、新型交付税においては、これらがすべて人口と面積の測定単位に包含されて基準財政需要額に算入されることから、基本的には算定外とされる部分はないこととなります。

次に、厚岸町としての影響額について、平成19年度ほどの程度の影響かについてありますが、この新型交付税導入にかかわる試算につきましては、総務省の公表では具体的な項目ごとの詳細は示されておりませんが、当町における影響額として約1,600万円の減額と試算されております。

また、次年度以降どのような展開になり、影響は受けるかについてありますが、新型交付税は平成19年度に1割、平成20年度に2割、平成21年度に3割程度と拡大する方向で検討されているとの情報から考えますと、平成19年度試算額約1,600万円をベースとして単純推計いたしますと、約5,000万円の減額になることとなります。

次に、この影響に対する対策はいかにお考えかのご質問ですが、国の政策としての新型交付税導入の方針などが変わらない限り、地方、特に過疎地域においては交付税の抑制及び削減は堅持されるものと考えられるところであり、これに対応するためには、私がこれまで実施してきた後年度負担を減らす地方債発行額の抑制、行財政改革による歳出削減等を今後も継続し、中長期的な観点から効率的な財政運営に努めていくことが必要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、2点目の町民の移動手段確保対策についてのお尋ねですが、まず患者輸送、学校の送迎、入浴等、それぞれの分野で運行されているが、なおかつ遠方の地域からの移動手段を持たない高齢者や生活者から足の確保を求められている。共通し、一体的な町内の交通手段確保対策を検討し、対策を講じられないかのご質問であります。

ご質問の町民生活における移動交通手段の整備は、生活の質の維持向上施策として重要な課題でありまして、公共交通路線の確保はもとより、施策の目的別に対応すべく、へき地患者輸送バス、スクールバス、入浴バスなどの運行を行い、町民生活の足の確保に努めているところであります。

次に、なおかつ遠方の地域からの足の確保というご意見であります。地域のニーズにこたえる移動手段としては、公共交通機関やバス輸送によることが、経済効率も含めて、現時点では最善の方法と考えているところであり、こうした移動手段で町民の皆さんの足を確保するための施策の柱は、地域の中心部、幹線道路を運行することを基本に定めているところであります。

公共交通機関や町が運行しますバスにつきましても、運行回数が限られてきますことから、利用者にとっては十分と言えない面もあろうかと思いますが、現時点では地域の要望にこたえているのではないかと認識しております。

次に、それぞれの分野で運行している実態について、一体的な運行対策を検討すべきではないかのご意見であります。確かに今後のあり方の一つとして、検討すべき課題であると思っております。

これまでも、運行費用の効率化の視点で、外部委託も含めて検討してきた経過もありますが、運行業務の一体化が必ずしも効率的でないとの判断で、一部を直営で、一部を委託方式で運行している状況であります。今後、検討する課題としては、現在進めてお

ります町立小・中学校の適正配置計画があります。その中で、仮に学校統合が進んできますと、現在運行しているスクールバスの台数では統合地域をカバーできないわけでありまして、運行管理と費用の両面から、より効率的な事業展開を検討していく必要が出てまいります。会社や個人への委託方式がいいのか、または直営で経費を抑制できる見直し策はないのか、提言いただきました課題について検討してまいります。

他の質問につきましては、教育長より答弁があります。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、町内の道立高校配置計画が実施された場合における生徒の通学手段の確保についてどのようにお考えかとのご質問にお答えいたします。

昨年、北海道教育委員会が示した「新たな高校教育に関する指針」の内容から、厚岸潮見高校の釧路の高校との統合または出張授業や遠隔授業を取り入れた地域キャンパス校化が懸念される中、厚岸町としましては、厚岸水産高校との統合を前提とした施設整備等にかかわる要請活動を北海道や北海道教育委員会に行っていました。

両校の統合の際には、職業学科を持つ水産高校の施設を使用することとなります。このため、生徒の通学手段の確保を懸案事項の一つとして、さきの要請活動においても要望してきたところであります。

しかしながら、厚岸町としましては、北海道教育委員会からの支援を待つだけでなく、統合後における地元進学率の維持向上を図るとともに、新しい学校において魅力ある高校教育を実現する上での重要な施策であると認識し、今後は、路線バスと通学時間との調整や、現在進めている町立小・中学校の適正配置計画に起因するスクールバスの運行システムの見直しの中に組み込ませるなど、具体的な検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 2回目の質問に入らせていただきます。

ただいまご答弁いただきました1回目の質問の中での新型交付税について、再度お伺いしてまいりたいというふうに思います。

この新型交付税、まだ国の決定がされていないということですが、昨年の4月ですね、「地方分権21世紀ビジョン懇談会」で、いわゆる竹中懇談会では、この中間報告の中で新型交付税の導入を進めていくよということ、即19年度から、今年度から取り入れるという提起をされて、政府もそういう方針で来たわけでありまして。

そんなことから、報道機関等については、新型交付税の導入いかんによっては、各自治体においては影響が出てくるよと報道されているところですが、今回、今年度はその方針としては、義務づけのない経費を対象にしていくということになっているようでございます。

基準財政需要額の5兆円規模というのが最終目的のようでございますが、当年度は当

初は1兆円規模という考え方のようでございまして、中期長期10年をかけて完遂していくという、完成させていくというか、そのように今年度の地財計画の中ではうたわれていると、そんな状況にあるように、調べることによってわかってきました。

聞くところによると、今年度はいきなりそういうことやっちゃったんでは地方が大変な目に遭うというか、ばつっとそういうわけにはいかないよということで、補正が入ったそうでございますね。この導入も視野に入れながら、今年度だけなのかわかりませんが、従来どおりの単位費用、それから測定単位、それから補正の算定方式でやられたよと。結果としては、19年度においては従来とそう変わらない結論に至っているという、各市町村は安堵しているようですけれども、厚岸町においても、今1,600万円ですか、ほどが影響を受けるのではないかというふうに言われておりますけれども、今年度の当初予算を見ますと、地方交付税については800万円ほど増なっていると。これは、言われていることとは別に増になっているということは何の根拠、今回、地方交付税の中で、まず1つはそのところを伺っておきたいなと思います。想定されている額から見て、800万円ほど増なっていると、年度当初。

いずれにしても、都市部は今年度は、いろんな情報を見ると、都市部では景気の上昇反映、いろんな意味からしても地方の財政は豊かになっているという物の書き方。しかし、それはそうではないというふうに私は思っているんです。本当にこの北海道、厚岸地区あたりまでそういう恩恵があるかといったら、全くそうではないし、そのことは今でも、これからも当分は続くだろうというふうに私は思いますし、町長の執行方針の中にも、当然厳しい財政運営は余儀なくされるだろうというふうに思っておりますが、いずれにしても、今年のいい例として、減るだろうと思っていたものがふえているというのは、財政担当としてはどのような見解をお持ちなのか。

それから、2つ目に、本題の部分ですが、今、答弁書の中にもありましたとおり、私は、これは国がやるから地方としてはどうしようもないんだという考え方で、国に対して物申すというか、地方公共団体が国に対してきちっと物を言っていかなければいけないのではないのかなと思うのであります。

特に今、先ほどお話ししたとおり、厚岸町のように、二次、三次のそういう景気に左右されなくて、一次産業で脈々と生活するというか、地域が成り立っている状況の中ではそういうことが考えられませんので、やはりきちっと必要なものは必要だということを書いていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点についてどういうお考えをお持ちか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、新型交付税の算出根拠として、財政需要の比例配分について都道府県と市町村の関係については、これは決まりだと思います。もうこういう考え方は、地方公共団体というか、全国知事会においても、こういうことについてはいた仕方がないのではないかという見方をされておりますので、この比率というのは今、町が答弁されたような形でいくのではないかなというふうに思います。

それから、厚岸町の場合、先ほども関連して言われておりますが、人口と面積だけではですね、必ずしもこの地域を守っていくという意味では、そういう単純なものではないよと。森林あるいは先ほども話しました港湾、いろんな分野がありますし、特にごみ処理などは、国の基準の格付ある、なしにかかわらず、これは地方公共団体がやってい



かなきゃならない、絶対必要な行政サービスの一環なんですよ。

国はこのことについては触れられてないというか、そういった意味では、ただ単に人口と面積だけというだけでは住民サービスを維持できないということが明確になっているのではないかと私は思うのでありまして、やはりそういうこともきちっと言っていかなきゃいけないというふうに思います。その点についてどのような見解をお持ちなのか、再度お尋ねしてみたいと思います。

言われるところによると、厚岸町の影響額は最大で4,000万円、今これでいくと5,000万円という見方をされておりますが、今、政府が考えているというか、新型交付税の導入で中期に5兆円程度、長期的に10年後までには新分権一括法に伴ってこの割合をさらに拡大していくという考え方を持っているということからすると、大変なことになるのかなというふうに思いますが、答弁書の中にありますように、交付税は維持されるというか、堅持されるということでありまして、問題は額だというふうに思います。そんな意味では、どういう危機意識をお持ちなのかと。

それからもう一つは、この方式が固定というか、定着していきますと、基本として1人当たりの住民というか、平均的歳入がわかるわけですよ。町としては来年度はこのくらいの予算が見込める、あるいは町民においても厚岸町はこのくらいの交付税なんだなど。人口がこうなら、面積が動くわけでもないし、そういう算出が明らかになってくるというか、明確になってくるやに私は思うのであります。

そういう意味では、財政計画というか、そういったものは正確に立てられるのではないのかなと思いますが、その点については、まだ定着していませんから何ともいえませんということになるのかわかりませんが、そういう状況にあるとするならば、政府の考えているもとにどう私どもは考えていかなければならないかという考え方があるとするならば、ぜひお伺いしたいというふうに思います。

それから、町民の足というか、移動手段の確保でございます。

厚岸町内においては、JR花咲線を含め、あるいはくしろバスという公共交通機関があります。その中で、町がやらなければならない独自施策として今やっております。なおかつ今、答弁いただきましたように遠方の方、あるいはその独自施策の中でも、例えば朝早く病院にかかりたいといっても、家族の者が送っていかなくちゃならない。そうすると、一番忙しいときというか、出勤時間だとかそういった中では、今の患者輸送バスも、あれは朝の、現実にそういう医者にかかって、早く診ていただきたいというか、毎度定期的に来る方ならば、それこそ遅い時間帯でもいいのかもしれないし、また、帰る時間帯も、検査あるいは医者状況によって時間がまちまちになっちゃって、帰る時間帯に間に合わない。当然そうすると、家族の力をかりなくちゃいけないとか、しかし、家族がいるならばいいんですが、そここのところが大きな問題点として、お年寄りというか、足を持たない人にしてみれば大変厳しい状況に置かれているようにうかがえます。

そういったことから考えて、どう厚岸町内のそういう公共交通含めて体系を保てばいいのか、そのことをやっぱり考えていただきたいなど。この答弁では、今の状態が最善のベストだというような物の言い方をしておりますけれども、私はもうちょっときめの細かい考え方をいただきたい。

特に、この答弁書にもあるとおり、これから学校の統廃合を含め、そしてまた道立高

校の配置計画。道立高校の配置計画の中では、かなり親の負担というんですか、それがクローズアップされていると。そんなことから、下宿に出した方がいいとか、中途半端な学校に置かないで、向こうへ出しちゃった方がいいとか、そういう話を聞かされておりますし、現にそういう専門的な分野ではそっちの方へやったという話を聞いてございます。

そういう意味では、遠く片無去あるいは上尾幌あたりは、JRを利用するにしても釧路へ行くとか、厚岸が本当はいいんだけど、足の関係で向こうへ行っちゃうとか、そういった話をよく聞きますので、そういった一体的というか、とにかく厚岸高校に決めたとしたならば、その足というんですか、親の労力含め、経費含め、そういったものを補うというか、対応する意味では、行政がやっぱり力をかけてあげた方がいいと私は思うし、そうすべきだというふうに思うので、ぜひそのことを真剣に考えていただきたいなと思います。

今のところ、現在はスクールバスに一般人が乗っちゃいけないとか、いろんな規制があるというか、そういう情勢があります。しかし、それらを一つ一つ解決してというか、町民にしてみれば、もうそういう規制があったにしてもというか、条件があったにしても、何ら関係ないわけですね。そういう運行しているのであれば、バスに乗りたいたいという。商業ベースというか、くしろバスであれば、当然その路線が近くにあれば乗りますけれども、町営バスであればぜひ乗りたい。筑紫恋から町へ行きたいとか、あるいは末広から行きたいと。しかし、末広の地内までは入るわけではなくて、大変末広のようなところであれば、隣近所をお願いして通わざるを得ないとかという話を聞きます。いずれにしても、そういった形の対応をとれないものかというふうに改めてお尋ねして、2回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、新型交付税に関しての国への要望についてお答えをさせていただきます。その他につきましては、担当課長から答弁をさせます。

お話のございましたとおり、新型交付税は、人口の少ない町にとっては極めて不利な算定になるんじゃないかならうかと予想をいたすところでございます。

そういうところで、昨年12月21日に北海道、北海道町村会とともに総務省に対し要請書を提出しておるところであり、また、お話しございましたとおり、全国知事会にあっても要請行動などを行っているところでございます。今後とも、今ご指摘がありましたとおり、厚岸町初め人口の少ない自治体に影響が出ないように、これからも国に強く要請してまいりたい、かように考えております。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の補正が入ったということで従来どおりという、18年度の結果と変わらない状況になるのではないかというご指摘、ご質問でございますが、補正が入ったとい

う、この状況がどういうことかちょっとわかりませんが、かなり当初の、昨年来、先ほどおっしゃいました18年7月7日の閣議決定以後のいろいろな状況から今、町長が申し上げたとおり、全国知事会、それから全国町村会等々の要望がありまして、総務省も算定の方法をいろいろ検討してきたようでございます。それに基づきまして、いろいろな情報が飛び交いました。

北海道の試算では、ある新聞報道では3,500万円の減、それからある報道では全国の約2,000団体では7割の団体が増、3割の団体が減、それぞれそういうような情報が飛び交っておりまして、年が明けてから、総務省が2月28日に、いわゆる総務省として新型交付税のみの増減の試算をいたして、新聞報道等をいたしました。その後、3月2日に各団体の個別ごとの新型交付税の増減額を公表したところでございます。

それを見ますと、先ほど町長の答弁にあったように、厚岸町は1,600万円の減ということでございます。したがって、補正が入って、18年度従来どおりの額ということになるということは、今のところ事務方としてはそのようには考えてはございません。

それから、2点目の交付税の本年度当初予算額、昨日、提案説明をさせていただきました。この0.3%の増、ほぼ同額の計上でございますが、これについてはどういうことか、いわゆる新型交付税等々と関係があるのかということで説明させていただきますが、昨年の当初予算につきましては、平成17年の国勢調査の人口減を最大限見させていただきました。

ご承知のとおり、人口につきましては、ほとんどの費目に関係がございまして、例えば1人30万円とか50万円とかというふうに計算しますと、かなりの額、億単位で減額になります。そういうことで、事務方といたしましては、ふたをあげたら予算割れを起こすというようなことがないように、かなり強目の国勢調査の人口減の影響があるというふうに見込んだところでございます。

したがって、当初予算の計上が28億5,600万円ほどになりました。19年度の当初予算額は、平成18年度の交付決定額をベースに、なおかつ平成17年の国勢調査人口をもとに人口減を算出いたしまして試算したところ、この人口減がさほど影響がなかったと、18年度の当初の見込みよりもさほど影響がなかったということで、それをもとに試算したところ、ある程度近づいたということになります。これは、あくまでも当初予算の比較でございます。

したがって、当初予算同士の比較でございますので、ほぼ同額の計上とはなってございますが、現実的には昨日、補正予算で説明させていただきましたように、交付税決定額32億8,000万円ほどでございますが、これから比較しますと、約十二、三%の減というふうになってございます。

それから、3点目のいわゆる新型交付税、これは俗称のようでございますが、この制度はほぼ決まりということのご質問でございます。

議員おっしゃいますとおり、現在、地方交付税法が審議中でございます。これは、日切れ法案で3月31日までには多分通過するだろうというふうに考えますが、この後に施行令、それから総務省令、いわゆる単位費用、補正係数等々が決まってまいります。現在、これは全くわかりません。

それから、総務省が今回試算をした内容につきましても、何を根拠にどういう単位費

用、測定単位、それから補正係数を用いて試算したかも、全く情報はございません。単純に公表の数字を見ますと、1,600万円の減ということのみの公表でございます。したがって、これにつきましては、私ども何らコメントができる状況でもございませんし、これをもとにして我々が独自に計算をしたとしても、約15兆2,000億円の総額は変わりません。

したがって、厚岸町は総務省の試算では下がるということははっきりしてございますが、そのはっきりしている下がる部分の残る7割増になるという団体に厚岸の下がる分が回るというふうに考えていただいて結構でございます。

4点目の危機意識はというところでございます。

中期的には5兆円を3年間で、まず人口、面積で算定するというところでございますが、当時、竹中総務大臣の中にありまして、総務省が考えているとおり、特に4番目でございます。地方団体の財政運営に支障が生じないよう制度を設計するというところで、これは町長の答弁にもありましたように、特に過疎などの人口の少ないところに配慮をするというふうに私どもはとってございますが、これは安易な考え方でとってはまずいというふうに考えてございます。

したがって、制度がこれからどのように設計されて、なおかつ単位費用がどうなって、補正係数がどうなるか。少なくともこの3年間はどのような実績で来るかというものを見きわめなければ、総務省が言う簡素化・透明化、それから地方団体が容易に交付税を推計できるというようなことは、来年19年度1年間でできるというふうに、私ども事務方としては考えてはございません。

それから、5点目でございます。

町として、来年度予算がわかりやすくなるということでございますが、これはちょっと繰り返しになりますが、現段階では、まず19年度から21年度の状況を判断させていただきたいと、このように考えてございます。この状況によりまして、どのような形で人口、面積の算定が1割、2割、3割ということで交付税が決定してくるのか、この状況を見きわめながら、町長の答弁にあったように中長期的に判断をして、事務方としては少なくとも過大な積算をすることなく、なおかつ予算割れ等々起こすことのないように、そういう責任を果たす重責を考えながら事務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 患者輸送バスの関係につきましてご答弁をさせていただきたいと存じます。

現状でございますが、4つの路線でもちまして、1週間単位でサイクルを組んで運行しているというような状況でございます。月曜・水曜につきましてはトライベツ・高知・糸魚沢方面、それから火曜・木曜につきましては上尾幌・片無去・大別・太田方面、そして金曜日につきましては尾幌方面のコースと、もう1本は末広・床潭・筑紫恋方面のコースでもって運行しているところでございます。

1日1回の往復というような状況でございますので、確かにご指摘いただきました早

朝の対応につきましては、対応し切れていないという実態がございます。予算の関係もございまして、なかなか増便というようなことにはならないわけでもございまして、そこで議員ご提案の総合的な交通体系というような考え方がどうなのかということが出てきているわけでもございますけれども、これにつきましては今後、高齢者の単身のみ世帯あるいは夫婦のみ世帯というのが将来的には増加をしていくのかなというような考え方を持っておりまして、そこら辺の状況も協議の場に出させていただきます、そして総合的に、いろいろなスクールバスとの関係だとか、そういうようなところとの兼ね合い、そういうようなところも含めまして協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、再質問にかかわりますスクールバスの住民利用並びに高校の統合に伴います通学手段についてお答えさせていただきます。

まず、スクールバスに関します住民利用でございますが、実は現在でもさまざまな規制はございますが、一部住民利用をしております。これは、1つには、まずバスの定員の中で利用できる。それから、スクールバスですから、通学時間にしか走りません。登下校の時間ということになります。その時間の変更、それから経路の変更がない場合、ご相談に応じて一部利用させていただいているという内容でございます。

ただ、今現在、スクールバスにつきましては、5つの方式8路線運行してございますが、その5つの方式、さまざまな運行形態がございます。その中ではかなり難しい面がございます。ただ、先ほど1回目の答弁にもございましたように、今後、小・中学校の仮に統合が進んでまいりますと、やはり全般的なスクールバスの運行システム、これを根本的に考える必要があるだろうということは現在でも押さえてございます。その中で、できれば、先ほど介護保健課長の方からもご答弁申し上げたように、検討できるものはやはり検討していきたい。

それから、2点目の高校の統合にかかわる通学手段の問題でございますが、ご質問者おっしゃるように保護者の負担、これをできれば軽減させていただきたい、ということによって魅力のある高校ということで、地元進学率が伸びるのであれば望ましいというふうには考えてございます。

現在、水産高校に通われている生徒の通学手段でございますが、約85%が徒歩及び自転車ということで通われているように聞いてございます。ほとんどの方がそういうことではあります。一部15%はバスですとか、それから自家用車による送迎ということで、やはり負担がかかっているわけで、この部分、それから今現在、徒歩、自転車で通われている方々も含めて、バスで通えるようになれば一番いいわけですから、これも先ほど言いました、もし小・中学校のスクールバスの運行システムの中で何らかの方策ができればというふうに考えていますので、今後の検討とさせていただきたいというふうに考えてございます。

●議長（稲井議員） 8番さん、残り時間10分あります。

8番。

●音喜多議員 簡単に言います。

新型交付税の導入について、認識は私も今調べている限りではどうか、情報を得ている限りではそのような認識でありますので、そうは大差ないというふうに思いますし、ただ、このことが定着してくると、やはりうちには影響があるよという、その認識は一緒だと思います。

それで甘んじていたらだめだよと。町長が言われるように、声を大きくして、知事会も通して、やはり今言われているように、日本の国を守っているのは都会だけじゃなくて、地方が頑張っているわけですから、そのことが、いずれは都会のそれこそ団塊の世代が地方に来るのではないかという期待感の自治体もあるようですけれども、いずれにしても、これをしっかり守っていくのは地方の人方が歯を食いしばって頑張っているわけですから、そこにも光を当てていかなきゃいけないよということを、声を大にして言っていただきたいということでございます。

どこに住んでいても、最低限の行政サービスを受けられるという考え方を持っていかなければ、地方自治体としても成り立たなくなるわけですし、そのための地方自治体であるわけですから、ぜひ、独自に財源を持たない我が町としては、せめて声だけでも大きくして国に物を言っていただきたい。そのためには、今一生懸命やっている環境問題やら、いろんなことも含めて、それがお金になるというか、いずれはそういうことになるでしょうと思います。そんなことを考えて、ぜひやっていただきたいと思います。

ある知事に言わせれば、この新型交付税は面積と人口ということで、シンプルではあるけれども心がないと言われて、全くそのとおりでないとというふうに、私は田舎に住んでいてそのように感じますけれども、そういうことでないことを政府にとっていただくように申し入れていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目に公共交通機関の関係ですというか、町民の足を確保するという意味では、それぞれの分野、これ垣根を越えてですね。教育委員会であろうと町民課であろうと、福祉であろうと、そこを一つにして、厚岸町の町民がどこの地域に住んでいても想定される、例えば病院へ行きたい、学校へ行きたい、あるいは買い物へ行きたい、そういった想定の中で、じゃあJRどうなの、くしろバスどうなの。くしろバスの路線はどっちへ向かっていただいたらいいのでないかとか、あるいは時間帯を考えてもらえばいいのでないか。そういうところを巻き込んで、そして行政もやるべきところは、じゃあそのところが足りないのであれば、行政としては手をかけた方がいいのでないかとか、いろんな検討すれば、私は、今言われているようなことはある程度かさ上げできるのではないのかなと。

それぞれの分野で独自に、それも必要でしょう。しかし、そのことを主張し合っていたのでは、私はちょっと、そういういいものは1つステップを踏めないというふうに感じますので、ぜひそういう垣根を越えて、もう根底から、底辺から積み重ねて議論して、これが今のベースとしては最善だなという形をとっていただいた方が町民の人も理解していただけるかなというふうに思いますので、ぜひそういう、今日、あすどうのこうの

ではありません。差し迫って小・中学校の統廃合やら、高校の問題も出てきますし、そういったことを含めて、やはりより足を確保するためのことをいま一度考えていただきたいというふうをお願いして、終わりたいというふうに思います。

以上です。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、新型交付税について答弁をさせていただきたいと思いません。

さきにご提案いたしました一般会計予算につきましても、地方交付税は総額の約4割を見込んでおるところでございます。そういう意味からいいますと、財政規模の小さいところほど、少額であっても影響が極めて大きいわけでありまして、

そういう意味においても、ご指摘がございましたとおり、今後とも、算定方法につきましても国に強く要請してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 町民の足の確保の部分であります。議員おっしゃられるように、私どもも公共交通機関路線、それからお話がありました患者バス、スクールバスの現状とこれからの課題ということをそれぞれ検討をさせていただきました。

それで、大きく言えば、厚岸町のまちづくりという視点の中で、市街地と郡部がどうあるべきかという課題もございます。そういったことも課題にしながら、それぞれの課題を整理をできるように検討していこうということにしておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思いません。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、スクールバスの問題を少しお話しさせていただきます。

小・中学校の適正配置に絡みまして、これから、それぞればらばらだったスクールバスが中心街に集まってくるような形にもなります。そのことを踏まえると、今まで地元の高校に交通手段として持たなかった人たちも、逆に言うと通える可能性も出てくるのかなというふうに思っております。そのことが地元進学率、正直申しまして、今年についても5割を切るかもしれないというような状況は非常に厳しい。町としても、魅力ある高校にしていくことが地元の高校を残していくことにつながっていくわけですから、その大きな柱として交通手段を確保するというのがあるんだろうというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり、小・中学校の適正配置に絡むスクールバス計画の中で、その点についても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いましてご質問申し上げます。

1点目は、町の政策遂行の手順についてであります。

まず、その1といたしまして、町長の公約は1期目、2期目を通じてどのように実現されたと考えているか、お聞かせください。

2番目としては、町長の公約は、町の施策としてどのようなプロセスを経て実現されているのか、それについてご説明をいただきたいわけでありまして。特に、10カ年の第4期厚岸町総合計画、また、これに基づく「基本計画」と書きましたが、正式にいいますと第4期厚岸町総合計画に基づく各種計画というのが29あるそうですが、そういうものとの間ではどのような関係になっているのか、これをご説明いただきたいわけでありまして。

2点目は、入札についてであります。

町の発注する公共事業の多くが指名競争入札の形をとっておりますが、この形をとる根拠とこの方式を採用する理由についてお聞かせください。

2番目として、過日、国は、指名競争入札の制度が各地で談合の温床になっているとの観点から、町村においても一般競争入札の導入を求める方針を固めたというふう聞いております。報道もされております。この内容とこのような動きに対する町の考え方を説明いただきたいわけでありまして。

以上、2点でございます。よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の政策遂行の手順についてのお尋ねですが、まず、町長の公約は1期目、2期目を通じてどの程度実現されたと考えているかとの質問でございますが、私は、平成13年6月24日に執行された厚岸町長選挙に際し、「活力・魅力・創意・調和のまちづくり」を目指し、10分野の35項目からなる公約を掲げて立候補をいたしました。多くの町民の皆さんの支持をいただき、厚岸町長としての重責を担わせていただくことになりま



した。

まず、この1期目4年間の公約の実現度合いについてであります。目まぐるしく急変する地方自治体を取り巻く環境の変化、特に厳しさを増す町の財政状況でありましたが、町民の皆さんとお約束をした公約の実現に向けて、果敢に取り組んでまいりました。

特に、ソフト面で私が公約した「協働のまちづくり」のために、自治会や団体、さらにはサークルなどからまちづくりに対するさまざまな提言や協力が行われ、町民手づくりの花火大会の実現など、協働のまちづくりの実践が図られてきたところであります。

大規模な建設事業などはなかったものの、町民の皆さんの多様な要望を踏まえつつ、事務事業の厳選を図りながら公約の実現に取り組み、私はほぼ満足のいく成果を上げることができたと思っております。

また、平成17年7月から2期目の町政を担うに当たり発表した私の政策は、「町民の皆さんが心から住んでよかったと思えるまち」を目指して、新たに10分野43項目からなる「ステップ・アップあつけし=決意も新たに前進=」と題した公約をお示しいたしました。

既に1年8カ月がたとうとしておりますが、ハード面では厚岸湖・湾の環境保全と生活環境の改善に向けた公共下水道整備の進捗度アップを初め、懸案であった真龍小学校の改築事業などに何とかめどがついたところであります。ソフト面では、町民の皆さんに信頼される町立厚岸病院づくりや環境基本計画の策定、行財政基盤の確立など、重要な課題の解決に取り組んでまいりました。

さらに、残された期間、私が掲げた公約の実現に向け、引き続き努力してまいりたいと思っております。

次に、町長の公約は、町の施策としてどのようなプロセスを経て実現されていくのか。特に、10カ年の厚岸町総合計画、これに基づく各基本計画とはどのような関係になるのかとの質問ですが、町民の皆さんにお約束をした公約の実現に当たりましては、課長会議などを通して私の掲げた公約を説明し、職員に周知を行い、それぞれのセクションや横の連携などを図りながら、その実現に取り組んでいるところであります。

ご承知のとおり、私の掲げた公約は、第4期厚岸町総合計画と相反する考えの事項はなく、総合計画が目指す将来像の実現に向けた政策展開を進める中で、公約の実現に配慮しながら取り組んでおります。

このため、毎年ローリングにより策定する3カ年実施計画や各会計予算の編成においても、私の公約に掲げた事項も他の事務事業も同じ土俵にのせ、町民の皆さんのニーズや事業の重要性、緊急性、効果などを検証しながら、実施すべき事務事業の選択を行っているところであります。特に、重要な施策は、平成14年に制定されました理事者と全課長で構成する厚岸町政策会議開催要綱に基づき、政策会議を招集し、検討協議を行い決定させていただいております。

厚岸町総合計画は、厚岸の目指す将来像を定め、その実現に必要な施策の体系と方向性を示したものであります。個々の施策を展開するに当たり、より個別具体的な計画策定を求められるものがあります。事業を導入するために必要な計画、有利な財源を求めするための計画、横断的連携による効率化を進めるための計画、法令等に基づき策定する計画など、性格もさまざまですが、厚岸町が策定する各種計画はすべて総合計画との整

合性を図ったものとなっておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の入札についてのご質問であります。まず、町の発注する公共事業の多くが指名競争入札を採用する根拠と理由であります。地方公共団体の契約は、地方自治法第234条で規定されており、原則一般競争入札によることとされています。

一般競争入札は、広く参加者を求めて行うことから、公正な契約の締結を期待できる反面、不確実な者や不誠実な者が参加するおそれがあり、契約の内容に適合した履行を確保することができるか等の問題が生ずるわけです。この点、指名競争入札の方法によった場合は、指名により資力、信用等の確実な者を入札に参加させることができるため、契約の履行の確保が図られることから、公共事業の多くが指名競争入札を採用しており、地方自治法第234条第2項の規定により、政令で定める一定の場合には指名競争入札によることができるとされており、この指名競争入札によることができる場合としては、地方自治法施行令第167条に指名競争入札によることができる場合の規定があり、その規定に該当するものとして指名競争入札を行っているものであります。

次に、国が町村における一般競争入札の導入を求める方針の内容であります。これは総務省が平成19年2月23日、地方公共団体における入札契約の適正化を促進するため、地方公共団体における入札契約適正化・支援方策をまとめたものであり、総務省、国土交通省及び8つの自治体で構成する地方公共団体の入札契約適正化連絡協議会での議論を集約したものであり、この内容を今後、各関係省庁、地方公共団体へ要請していくというものであります。

その内容は、まず一般競争入札について、都道府県・政令指定都市は原則1,000万円以上、市町村でも当面1年以内に取り組み方針を定め、速やかに実施するよう要請する。また、地域要件を設定する場合は、潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分確保されるよう適切に設定することとしております。このほか、総合評価方式の導入・拡大や、談合等不正行為を行った者に対するペナルティー強化、体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について記述されております。

これに対する町の考えであります。一般競争入札の導入は、事務量の増大や早期発注、適期施行確保への支障、さらには地元経済に及ぼす影響が懸念され、導入にはさまざまな問題を解決しなければなりません。今回、総務省で示した方策は、こうした問題の具体的な対策は記述されておらず、各関係機関に検討を要請することとしており、今後の検討結果を踏まえ、入札制度の改善に向け努力、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 町長は、1期目の公約についてはほぼ満足できる結果であったと、2期目についても公約をどんどん実現しているというお考えであるということがわかりました。まだ、あと任期は2年ございますので、十分その公約の実現のために、なお一層のご努力をいただきたいというふうに考えております。私も、町長が初めて立候補したときには、期待を持って応援といっちは何ですが、支持した一人でありますので、その点につ

いては特にお願いをしておきたい。その上で申し上げます。

今、お話を伺っておりますと、ほぼ満足のいく成果を上げることができたと自負しているところであると。1期目については、特に私の方からも具体的にはお聞きする気もございませんが、たくさんいろいろな具体的な公約を上げていますよね、10分野35。それの中では、やっぱりうまくいかなかったものもあると思いますし、いろいろな状況の変化の中で断念せざるを得なかったことがあると思うんです。また、非常にうまくいったものもあると思う。

これは、2期目についても同じような状況は出てくると思います。今日のような非常に大変な時期ですから、すべてが予定どおりにいくということは考えられないわけですよ。そういうことを、やはり具体的に町民に対して説明をする必要があるのではないかと。非常に抽象的なお話に終始している点は、町長としては非常に謙遜をもって、余り具体的にですね、あれやった、これやったと言うのもどうかなということで抽象的におっしゃったんだろうとは思いますが、やはりその点についてはきちっと説明をお願いしたい。

それから、第4期厚岸町総合計画、これは基本構想の部分と基本計画の部分がございします。それで、基本構想の部分については、これは地方自治法の2条の4項でしたか、ここで議会の議決をもって決めなければならないということがきちっと決まっております、町の施策はすべてそれに従って行わなきゃならないわけですよ。すなわち、思いつきや行き当たりばったりの施策というのができないんだということをうたっているんだろうと思うんです。

それで、いわゆる町の施策というのは階層構造になっておりまして、一番上に第4期厚岸町総合計画がある。そして、その基本構想があって、基本計画があって、それをなお具体化する形で、第4期総合計画に基づく各種の計画というのを立てますですね。それが現在39あるということをお聞きいたしました。ただ、これがきちんと有機的関連を持っているのかどうかということについては、私は大変疑問であります。

というのは、この一覧図を出していただきたいということを担当している方をお願いして、2週間たっても出てこなかった。お聞きすると、各課にメールを回して、どのような計画があるかを出してもらっているんですと、もうしばらくお待ちくださいと、こういう話でした。正確を期する余りというには、余りにも時間がかかり過ぎる。すなわち、第4期総合計画に基づいて、どのような計画が厚岸町の中で立てられているのかということを俯瞰する立場の人がいない、そういうことではないんでしょうか。

そのようなことで、それぞれの個別の計画がその上位の第4期総合計画との間の整合性を保っている、それは当然だと思います。計画を立てるときに、そのような作業をしなければこれは成り立ちませんから。しかし、それだけではないですよ。いろいろな計画ができてい以上、横の有機的関連性というのも持たなければ、大もとの構想、基本計画に基づいたそれぞれの計画とは言えないですよ。そういう点がどうなっているのかということについては、甚だ疑問を持たざるを得ない。

それからもう一つ、町長は、1期目も2期目も、こういうようなまちづくりをしていくんだということで公約をお出しになっている。しかし、その公約をこういう形で実現するんだということで、各計画が立案されるときにきちんといわばその検討がされてい

るのかどうか、その点については具体的にご説明をいただきたい。

私が一、二かかわった計画のときに、第4期厚岸町総合計画との整合性について、事務方の方はいろいろと説明をしてくださいましたが、町長の公約との整合性ないし関連性についての説明を聞いたことは一度もありません。これは参考までに申しておきます。

それで、今、町長のご答弁の中には、第4期総合計画と相反する考えのものはないと、そのように断言なさっていますが、いや、そういう意味でないんだというのであれば注釈していただきたいんですが、それと異なる発言が議事録の中にあるわけです。それは、平成13年3月、第1回定例会の音喜多議員さんの質問、それから平成17年の第1回定例会で谷口議員さんの質問、いずれも同じことをおっしゃってしまっていて、財政運営基本方針というものを策定した。そこで、総合計画の見直しという手法はとっていないが、実質的な見直しを行っている。したがって、第4期厚岸町総合計画の見直しという作業まではする必要がないんだと、こういうふうにおっしゃっています。

これが、第4期厚岸町総合計画というのは基本構想を持っていますから、その実質的な見直しを行うのであるならば、これは実は地方自治法第2条4項違反であるということのみずから認めたことになってしまう。そうでないんだと、第4期厚岸町総合計画というものについては、基本構想については全くいじっていないんだというのであるならば、この表現はおかしい。

また、一番基本になる町の理念ですから、町政執行の上の根本理念です。それについて、これは沢田町長時代に決定されているんですよ。若狭町長は当然、沢田町政の中のとるべきものはとり、捨てるべきものは捨てて、新しい理念を入れて町政を執行していると思うんです。ですけれども、いやいや一切手をつけていませんということになれば、見ようによっては、聞きようによっては、沢田町政の理念をなぞっているだけということになってしまったのでは、これは若狭町長に対する大変失礼な評価につながってしまうと、そのように思うわけです。

それで、若狭町長が町長のいすについて1年目か2年目のときに、ちょうど総合計画の5年目の節目がありました。しかし、そのときにも見直しという作業は行っていない。それで、今のお二人はそういう問題について聞いているわけだけれども、そこで実質的な見直しを行っているという答弁をなさっている。これは何を意味するのか、その点についてもお聞かせをいただきたい。

それから、1問目の答弁の最後の方で、特に重要な施策については、厚岸町政策会議開催要綱に基づいて、政策会議を招集して検討協議を行っているというふうにおっしゃっていました。そういう手法で進めていらっしゃるということがよくわかりました。しかし、具体的に何をやったかはご答弁なさっていない。どんなものについてやったんですか。そういう具体的な内容を言っていただきたいんです。

それで、もう一度言いますが、個々の施策を展開するに当たりとして、横断的連携とか、そういうことをいろいろ言っていますが、そういうものは具体的にどのような作業の中で、どのようなプロセスを経て行われているのか、これを説明していただきたいんです。それが町長のまさに公約実現のためのプロセスということになるんだと思います。お聞かせをいただきたいわけでありまして。

次に、第2問目に移ります。

入札の問題です。これについて、指名競争入札をとる法的な根拠については、234条ですか、契約の締結という条文ですね。これで、こういう場合にはとすることで、地方自治法施行令の167条で、指名競争入札がこういう場合にはできますよということが例示されております。これを見ますと、工事または請負、物件の売買その他云々、「他の契約でその性質目的が一般競争入札に適しないものをするとき」と、こういうふうになっていて、これに当たるんだらうと思います。

そういったしますと、条文からいきますと、一般競争入札が原則ですから、例外的にこういう政令の、決めた場合には指名競争入札がとれると、その形がとれるとなっておりますと、このことから言えることは、「契約でその性質目的が一般競争入札に適しないもの」と規定されている以上、一個一個の契約について検討して、これは性質ないし目的が適しないから指名競争入札にしようという検討がされなければならないというふうに解釈されるわけですが、現在、厚岸町はそのような形で指名競争入札にする契約を決定していますかどうか、この点についてまずお聞かせいただきたい。

その次に、その方式を採用する理由というところなんです、そこでは、不確実や不誠実な、いわゆる今はやりの言葉でいうと悪徳業者ということになるのかな。これは、たしか入札の場合には何とか業者という言葉があったと思いますが、要するに十分な成果をこちらへ出せないような能力しかない者というような意味だと思えますよね。そういう者が出てきたり、あるいはそれも何か履行の確保というのが難しいと、それで指名競争入札という方法をとるんだというふうに言っていますよね。

しかし、今まで何回も議会で入札の問題が出たときに、第一の根拠に挙げていたのは、地元業者の育成というところから枠をかけていかなければならないんだということ、事あるたびに理事者側は説明していたんじゃないんですか。それはもう撤廃しましたか。そうすると、指名競争入札の方式をとっても、これからはどんどん町外の者を入れて、厚岸町内の業者がはじき出されても、それは指名競争入札をとる意味合いには何の関係もないんだということ宣言したと、そのように受け取らせてもらってよろしいんですか。この点、明確にお答えいただきたい。今までの話と今日正面から聞いたときの答えが違うんじゃないかというふうに思うんです。

それから、最後のところで、一般競争入札の導入は事務量の増大、適正施行確保の支障、地元経済に及ぼす影響が懸念されるというふうに言っているんですよね。これこそ、まさに指名競争入札をとるための根拠でなかったんですか。根拠ということを知ったときにはそのことを言わないで、一般競争入札に世の中が流れていくという話をした、それに対して町はどう考えているというときの懸念としてしかこれを言っていないというのは、どういうことなんでしょうか。私はこの点、甚だ答弁として不満です。お答えをいただきたい。

それで、質問回数も時間もありませんので、地元業者育成ということが、今までの議会では指名競争入札という制度をとっていく利点だということ前提にしてすべてお話がされているわけですから、私もそれがあつたものとして話をします。それで、先ほど言ったように、そんなことは毛頭考えてないというのであれば、言ってください。

指名競争入札を行っていくときの地元業者の育成ということは、もちろん地方自治法には書いていません。その場合には、政令の167条のこれに当たるなどという注釈書もあ

りません。しかし、現実に日本中のあらゆる地方公共団体でと言っても間違いがないほど、いわゆる地域の壁というのをつくりまして、地元業者の育成ということに意を砕いているというのは間違いのないと思うんです。厚岸町もそうだと思います。

それで、ただ、それがですね、今度逆に徹底されているのかどうかということを見ますと、また、非常に例外、例外というのが出てくるのではないかという気もするんですよ。例えば、下水道工事が今年度16億円、一遍に行いましたよね。あれを見ているというと、町外の業者が随分と指名されて入札に入ってきています。町外の業者を指名すると、どうして町内の業者が育成されるのか、これは大変不思議な話です。

それでまた、いやいや議会では、そのときは一遍に多くやってあふれてしまって、町内の業者だけでは引き受けることができないからだというふうにおっしゃいましたので、なるほどなと思っていたんですが、今、業者の方たち何人かから聞いていると、町内で受注できなかった業者だっているんですよ。町内であふれてしまうなんていう状況ではありませんでしたよというような話も結構聞くんですが、事実はどうなんでしょうか。

それから、下請の問題がございます。地元の業者を育成するという名のもとに、指名業者という形で入札参加者が制限されて、そこで受注したものが町外の業者に下請に出されてしまった場合、これは町内の業者の育成のために役立っていると考えられますでしょうか。それで、どの程度町内の人間を雇用し、下請にどの程度町内のいわゆる経済活性化に役に立っているのかということ、私、前に議会で聞いたんですけども、直接町が主体的な調査というのはいしていないという話でしたよね。こういうことをきちんとやっていくことが大事なんじゃないでしょうか。

指名基準の公開というようなことも今いろいろ言われておりますが、その指名基準の中に地元貢献度というものを当然入れていかなければならない。地元の雇用率、あるいは下請を使ったとしても、地元の業者を下請に使うということがどの程度行われているのか。そういうこともまた、指名をするときの要素であると思うんですが、いかがでしょうか。

これは今、国が、先ほだるる説明いただきました、一般競争入札になったとしても、その資格というものをいろいろと、今度はだれとだれという意味じゃなくて、一般的資格ということになるんでしょうけれども、入れる場合に、地元貢献度というものも考えていかなければならないというようなことは、国の方も既に言っているようです。そういうことを含めてですね、私は決して今申し上げているように、一般競争入札だからすべて善で、指名競争入札だからすべて悪などという、単純なことを言っているわけではありません。どの方式にもプラスとマイナスがあります。その中で、いろいろな要件を入れて、少しでもよりよいまちづくりのために資するような入札の方式が大事だろうと思うわけですよ。

そういう意味で、今、国が、指名競争入札にはいろいろ利点もあるけれども、これだけ世の中で談合という問題が表に出てきて、しかも官製談合というようなものまでほかの地域ではあるわけですよ。そういう入札妨害の状況が随分出てくる中では、指名競争入札というもののいわば弊害が強くなってきているので、一般競争入札の導入を考えなきゃならないということを言い出しているわけですね。それに対して、町の考えというのがほとんどここには出てこないんですね、今後の検討だと。

入札制度の改善に向け努力、検討していきたい、それしか言ってないんですよ。そうじゃなくて、やっぱりここにはこういう隘路があるし、ここにはこういう問題があるけれども、こうすれば解決できるんじゃないかというようなものを、やはり町として出していく必要があると思いますよ。それをご説明いただきたいわけであります。

以上です。2回を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、数多い再質問がありましたので、質問に対して答え得ているかどうかの後の確認もあろうかと思いますが、とりあえず私が受けとめた質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、選挙公約とは何か、町長として認識していることとお話しさせていただきたいと思います。

それは、町長が町民に対しまして、その任期中の政策実施を約束したものであります。それに基づいて、これを実現するための事務事業を予算化する政治的責任はあると理解をいたしております。それを前提にして、以下答弁をいたします。

まず、第4期総合開発計画の関係であります。

お話しありましたとおり、地方自治法第2条第4項に規定されておるものであります。すなわち、行政運営のかなめとなるのが総合計画であります。

そこで今、ご指摘がありましたけれども、平成13年の答弁、また、平成17年の議会における答弁は相反するものじゃなかろうかというお話がありました。室崎議員もご承知だと思います。総合計画を具現化するためには、すなわち具体的に実現するためには、実施計画というものがあります。これは3カ年計画なんです。現在、第8次実施計画を行うといたしております。

しかしながら、10カ年の総合計画であります。それをローリングしながら計画を具現化するということもあるわけであります。そういう意味ともう一つは、私は当選後、当議会において、その指針として、沢田町政の継続を訴えております。そういう意味においても、私は、総合計画についてはローリングしながら具現化していきたいという考えを持っておったのであります。

それと、公約の実現についてのお話であります。2期目については、まだ継続中であり。2期目の1年8カ月であります。そういう問題についての公約の実現については今、途中でありますので、明言は避けたいと思います。ただ、1期目の公約、4年間任期は過ぎたわけでありますので、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに、100%公約を実現したのかといえば、ただ、何度もこの議会で答弁をいたしておりますが、残りの若干の点があります。その一つと申しますのは、私が公約にいたしました健康保養施設、タラソセラピーなんです。これを何とか北海道で初めての事業として実施をいたしたいと考えておりましたけれども、先ほど来からお話がありますとおり、平成14年には第一次の財政運営基本方針、平成16年には第二次の基本方針を作成をいたしました。極めて厳しい財政状況であります。さらには、耐震化調査の中で、真龍小学校を早急に改築しなければならないという、私にとりましては公約でありましたけ

れども、思いがけない時期の問題がありました。そこで、タラソにするのか真龍小学校を改築するのか決断が迫られ、政治的判断として真龍小学校の改築をするという基本設計をいたしたわけでありまして。これが一つの心残りでありまして、しかしながら、1期4年間の任期の公約について、私はほぼ実行した、実現したと、そのように思っております。

以上、私なりに受けとめた質問についてお答えをいたしましたけれども、担当課長でさらにつけ加えておくことがあれば、つけ加えさせていただきたいと存じます。

なおまた、次の課題については、担当課長から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

質問者が言われるとおり、計画の実行そのものに対して、有機的横のつながりも含めてちゃんと検証されているのかと、特に資料要求あって、時間がかかったことも含めてですね。非常にセクト主義ではございません。ただ、原課で押さえている部分というのは限られてございまして、各課に照会した上で出そうという形で、1カ所で押さえてないからだという、質問者も言っているそのとおりでございまして、それらについては今後含めて、やはり検討していかなければならないというふうに考えます。

それから、実施に向けて、政策会議の関係なんですけれども、これにつきましても、基本的にはそういう問題が生じた段階では、各原課が主管となって政策会議を開催する形になってございまして、それについても先ほど申したように、私の方ですべて押さえ切れてないというのが現況でございまして、直近で記憶あるところでは今、環境基本計画が政策会議のもとに行われているという形でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

あと、見直しの関係ですね。質問者から言われたとおり、総合計画の見直し云々という関係の中では、総合計画のこの本の中の22ページにもございます。基本的には、基本構想そのものは変わらないということでございます。しかし、基本計画については、やはり10年という計画の中では、見直し検討するという形で一応行われておりまして、その都度、計画の必要性に応じた中でその辺の見直しを行い、そして各年次計画、先ほど町長が答弁した年次計画に基づいて実施されているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、入札についてのご質問についてお答えをいたします。

まず、1つ目の地方自治法施行令167条第1項第1号から第3号に1件1件該当していることを検証しているのかということでございますが、この第1号といいますのは、先ほど質問者がおっしゃられたとおりのことございまして、これらの解釈としては、特殊な工事、水中または地下部分の工事、例えば下水道工事、水道工事、地下部分のある



ような工事としている中での該当となってきます。

それから、第2号、これは「性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」というようなことで規定されてございます。これらの特殊なものであって、少数という考えでございますが、これはおおむね北海道の考えでは5人以下というような考えを持っております。例えば、一般競争入札にしても、業者の資格要件をつけることができまして、地域を限定するような方法もできないわけではないわけでございます。しかしながら、こういった要件をつけますと当然、業者数は限られた数となってまいりますので、こうしたことからこの2号にも当てはまってくる。

それから、3号でもございます。3号は、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」、こういった規定がございまして、これは先ほど町長も1回目の答弁の中でも触れておりますが、業務上に義務違反があるときや事業に著しく支障を来すおそれがあるような場合と、こういった規定がございまして、この3つの中に必ず大体が該当してくると。1件1件それらは検証を行いながらやっていくという形にはなりますけれども、ほぼそれはすべてどれかに該当するというようなことでございます。

それから、町内で受注できなかった業者がいると聞くがどうかということでございますが、どこまでの業者のことを言われているか、土木業者、建築業者、水道業者、いろいろございますので、ちょっとすべての中では当然受注されていない業者もあろうかと思えます。ただ、土木関係の業者につきましては、ほぼほとんどの業者が受注されているのではないかと、平成18年度の工事でございますけれども、受注をされていると私たちは認識しておるものでございます。

それから、町内で受注した業者が町外に下請したときのその確認、そういったことが行われているのかという、把握をしているのかということでございますが、それは工事を契約して執行するときには下請選定、そういったものが必ず出てまいります。そういった中で把握をしております。地元の業者なのか、町外の業者なのかというのは、その中で把握ができる形になっております。

それから、地元貢献度のことでございますけれども、これにつきましても、工事の完了の際に地元貢献度等の点数をつけまして、どれだけ貢献されたのかというようなことを点数づけにするような形をとってございます。

あともう一つ、指名競争入札におきます地元業者を優先した発注という考えを持てば、第一に振られるべきではないのかということで、考えが変わったのかということでございますが、これは以前からおっしゃられるとおり、やはり厚岸町、公共事業といえますのは地域経済に及ぼす影響が非常に大きいものでございます。当然、こういう公共事業を発注するには、地元業者を優先した発注方式も考えられているわけでございます。

それで、一般競争入札についての問題点というのは、まず第一にうたうというのは、確かに地元業者を優先した発注方式が難しくなるという大きな問題がございまして。地元業者優先発注は、受注した業者の育成につながるというだけではなく、地元からの資材の調達や雇用の確保が生まれると。一般競争入札の場合には、他の町の業者の受注がふえるわけでございますから、それは地元にはなかなか還元されてこないわけでございます。一般競争入札においても、先ほど言いました地域要件等の条件をつけて、入札参加

者がある程度まで限定することは可能ではございますが、県や大都市であればその地域限定にしても、業者数が多いわけではございますからある程度有効ではございますけれども、本町のような規模の町では業者数が少ないので、指名競争入札と変わらない結果となってしまいます。このため、他の町の業者も多く参入されるようになってしまうことになりまして、地元業者の受注機会は大幅に減少すると考えられるわけではございます。これは、町の経済に大きな影響を与え、深刻な問題であるとは考えてございますので、ご理解を願います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1番さん、残り時間11分あります。

1番。

●室崎議員 私も気が長くなりましたね。今のようならだらだらだらした答弁を黙って聞いていることができるようになった。

まず、町長の答弁で、町長の基本的な考え方はわかりました。タラソができなかったからよくないなんていうことは一つも言っていません。町民の健康づくり、ヘルスプロモーションのための施設としてはタラソがすべてではありません。今のあみかを使ってのいろいろな方策もあります。そういうものについて、きちんと進めていただくことで、まさに心残りというものがなくなるのではないかと思いますので、現状をよく見て、厚岸町のヘルスプロモーションのための施策が今壊れかかっていますので、きちんとやっていただきたいと思います。

それで申し上げますが、基本構想の見直しといっても、それはローリングの範囲なんだというふうにおっしゃいました。ローリングというのは、確かに22ページに書いてまして、食い違いが生じたのを毎年チェックして、違いがある部分は実績に合わせて計画を再編成していくというんですけれども、基本構想について手直しをやったら議決が必要ですよ、それを議決要件として決めているわけですから。

それで、その構想にまでは入ってないんだと、基本計画の部分だけなんだというふうにおっしゃるという意味で言っているんだろうというふうに思いますが、その点、再度確認いたします。

その上で申し上げますが、町長は、協働のまちづくりということを根本理念に挙げています。基本構想の中では、42ページに参加と実践の推進というところに「協働するまちづくり」という単語が出てきます。しかし、この基本構想では、協働なまちづくりという基本的な理念、柱としてそういうものはうたっていません。それから、その実現プログラムとしていろいろ書かれていますが、その中にも出てきていません。これは、実質的な変更、町長の公約を進める上で、やはり基本構想については、多少であろうとも書き直していかなきゃならないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、基本構想の中で、環境マネジメントシステムによるまちづくりということがうたわれております。ここでは、環境マネジメントシステム（EMS）、これについてこういうものですよと言った後に、その国際基準となる規格がISO14001であり云々と、

この文章を見るといって、環境マネジメントシステムというのは厚岸町ではISO14001なんだというふうに言っているのが素直な解釈ですね。そしてなおかつ、その下にある基本計画の中で、ISO14001の認証取得がきちんとうたわれています。これは、いわば具体化していくものですから、この内容として、EMSというのはISO14001なんだというのが基本構想の中で高らかにうたわれている。

しかし、諸般の事情からISOはやらないと。厚岸町の場合には、厚岸版ISOとでもいいですか、そういうふうに言っちゃうという、恐らく商標権の問題があるでしょうから、EMSだというふうに言っているとすれば、やはりこれもですね、いい、悪いの問題じゃなくて、手続として、総合計画の構想の一部を書き直さざるを得なくなったんだということで、議会に対して議決要件として入れるべきではないのでしょうか。そういうことをしないでやっているとすれば、結局、基本構想の見直しはしないけれども、実質的にはもう変えていますよという話になってしまって、地方自治法の2条4項違反をみずから認めているのではないかということになりかねないわけです。その点について、きちんにご答弁をいただきたい。

それから、時間がなくなりましたので簡単に言いますが、1点だけ聞いておきます。

今、施行令167条の1号、2号、3号挙げて、それぞれにこういうのが当たるんだということを随分長く丁寧に説明してくれたけれども、いずれにしても、それは1個の契約についての問題ですね。厚岸町は、一個一個の契約をする前に、そういうきちんとした検討をして決めているんですか。その点だけ、しているのか、していないのか。してないとすれば、原則を無視して、例外的なものを一般化してしまっているということになりませんか、行政の手順として。この点だけお聞かせください。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） あと何分でしょうか。

●議長（稲井議員） あと6分あります。

●町長（若狭町長） それでは、まず総合計画について答弁をさせていただきます。

先ほどもお話しいたしましたけれども、地方自治法第2条第4項には「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」と、これは法律で決まっているんです。ですから、これは全国の自治体すべて総合計画をつくらなければならない、北海道も同様であります。

そういう中で、先ほどもお話ししましたけれども、具体的に施策を講じようとする実施計画があります。その中で、きめ細かい事務事業についての施策として掲げられた3カ年計画がありますので、基本計画はそれを基本としながら実施計画を行っているという点については、ご理解をいただきたいと思うわけでありまして。

それと、もう一つの協働のまちづくりです。

私が町長になりましてから、協働のまちづくりということを中心に申し上げております。これは、私の基本姿勢です。これからのまちづくりは、行政主体でなく、町民も

積極的に参加をして、町民と行政が一緒になってまちづくりをしましょうという基本姿勢でありますので、この点にはご理解をいただきたいと思います。

入札につきましては、担当課長から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

指名競争入札に当たりまして、地方自治法施行令の167条第1項第1号から第3号に一個一個該当、検証しているのかということでございますが、これは検証しているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

（「やっているんだ。わかりました。後で書類を見せてもらいます」  
の声あり）

●議長（稲井議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、17番、佐々木議員の一般質問を行います。

17番、佐々木議員。

●佐々木議員 佐々木 治です。よろしくお願いいたします。

平成19年厚岸町議会第1回定例会に当たり、さきに通告させていただいた5点について質問させていただきます。

一部、先に質問された南谷議員と重複するところがありますが、よろしくお願いいたします。

1点目に、昨年10月の台風と今年1月6日から7日の低気圧による被害に対しての復旧策についてお伺いいたします。

苫多海岸の護岸未整備地区は、船着場や昆布干場が波で削られたり、昆布干場の碎石が砂で覆われたり、大きな石が打ち上げられたりして、壊滅的な打撃を受けています。復旧と防止対策についてお伺いします。

筑紫恋海岸の離岸堤の欠落部分の補修と、地域と漁業者から要望がある一部増設の件についてお伺いします。

末広海岸の昆布干場が、ひどいところでは70%から80%が砂で覆われています。一部陥没した部分もあります。その修復についてです。

以上、3地域の被害状況については、関係課長の方々が掌握済みと聞いています。北海道の管轄になると思いますが、できること、できないことを含め、現在わかる範囲でお示しくださるようお願いいたします。

2点目に、港町3条通りほかの冠水による通行どめ防止策をとるべきだと思いますので、お伺いいたします。

応急処置として、通行どめまでしなくてもよい高さまで車道のかさ上げをしてはいかがでしょうか。早急に施行すべきと考えますが、いかがですか。

将来のことを思うと、堤防のようなものの設置を考える時期が来ていると思うのです

が、いかがですか。

3点目に、中止されている床潭・末広間道路の整備についてお伺いいたします。

道費で整備されてきた道路ですが、中止・中断されています。全額国費や道費で継続、完成させる方法はないのでしょうか。

今年1月13日の津波警報発令時、整備された道路に約20台の車で避難していた人がいたようです。高いところにあり、幅員が十分で車の通行に支障がなかったことが、長時間の避難場所となったと思います。近くの住民にとって、地形上、避難場所としても使われる大事な道路だという観点から、国や道に働きかけてはいかがでしょうか。

避難場所として使われる可能性から、既に整備された道路の規格で今後も整備すべきと考えますが、いかがですか。

4点目に、街の活性化についてお伺いします。

活気のあるまちとは、人や車の往来が多いまち、商店などに出入りする人が多いまち、動きが多く見えるまち、そんなまちのことを言うのではないのでしょうか。

今、地産地消が各地で叫ばれていますが、厚岸町では地元購買もあわせて叫ばなければならないのではと思います。厚岸町に住んで、厚岸町で働いて、厚岸町の事業所等から収入を得ていたら、まず厚岸町で物を買って、厚岸町の物を使い、厚岸町で消費すべきだと思います。売る側の努力と買う側の協力が必要です。厚岸町のお金は厚岸町で回す、外からも持ってくる、そうすると雇用の場も開けてくるのではないのでしょうか。

商工会に補助金が出ています。行政と業界が一体となって、地元購買につながる運動に取り組むべきと考えますが、いかがですか。

5点目に、「あいさつ・声かけ運動」についてお伺いします。

厚岸町は平成13年より実施していますが、現状はいかがでしょうか。私は常々、この厚岸町から1人の非行少年も出たくない。児童や生徒、学生が事件や事故に遭わないように願っている一人です。その思いから、私が出入りしている施設等の方々にあいさつをします。あいさつのできる子、できない子、大人を含めて、施設や地域によって随分差があるように思われます。

確かに、しつけは親の責任です。しかし、保育士や先生方を、幼児や児童・生徒、学生が見ています。この運動は、青少年の健全育成と人間関係構築の上で一番必要なことだと思いますが、いかがですか。

何かしら暗くなりがちな今日、明るく仕事をするためにも、明るく生活をするためにも、横断幕やシールを張るだけでなく、指導も取り入れた積極的な運動をすべきと考えますが、いかがですか。

以上、5点についてよろしくお伺いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 17番、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の台風、低気圧による被害に対しての復旧についてのお尋ねですが、まず、苫多海岸の浸食部分と昆布干場の復旧、防止対策についてであります。苫多海岸では昨年10月と今年1月の低気圧において、船揚場や昆布干場などに被害が発生しております。

2つの低気圧災害による浸食箇所の復旧であります。町及び漁協において被害箇所の特定及び被害状況の把握をし、釧路土木現業所厚岸出張所に出向き、早急に補修対応の要望をいたしました。現在、北海道災害復旧事業や北海道単独補修事業により、緊急度などを勘案し、2カ所が補修中であり、残りの3カ所も順次着手の予定となっております。

なお、今後の防止対策については、離岸堤のかさ上げや消波ブロックの設置などを含め、北海道に対し強く要望してまいります。

次に、筑紫恋離岸堤の欠落部分の補修と一部増設の件についてであります。この離岸堤につきましては、過去二度ほど波浪によって欠落をしており、平成16年には欠落箇所の積み直しとブロック10メートルを延長し、現在に至っております。

なお、1月の低気圧により欠落した箇所については、釧路土木現業所厚岸出張所にも現地確認をいただき、早急に補修対応の要望をしているところであります。

次に、末広海岸の昆布干場の一部欠落と砂による被害についてであります。このたびの低気圧の通過に伴う越波により昆布干場が浸食される被害が起り、釧路土木現業所厚岸出張所に早急な補修対応をお願いしたところ、現地測量を含め、今月中にブロックの設置及び浸食箇所の埋め戻しに着手する旨の回答を得たところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて、2点目の港町3条通りほかの冠水による通行どめ防止対策についての質問であります。まず早急な対応措置が必要ではないかとお尋ねであります。港町地区の恒久的な冠水対策には膨大な費用と時間を要することから、先に応急措置として冠水する道路のかさ上げが急務であると判断しております。このため、平成19年度に北海道において、道道別海厚岸線の真竜側、厚岸大橋付近の道路かさ上げを行う予定であり、残り厚岸郵便局までの道道と港町3条通りほか各町道は接続部の高さ調整が必要であるため、北海道と連携を図り、道路のかさ上げを計画し、応急措置を講じたいと考えております。

次に、堤防の設置を考える時期が来ているのではとのことですが、現在、恒久的な対策を関係機関と協議を行っているところであり、護岸かさ上げによる越波対策とこれにあわせてポンプなどによる排水対策を考えております。越波対策としての具体的な方法はこれから検討していくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、3点目の中止されている床潭・末広間道路の整備についての質問であります。まず避難場所としても活用できることから、全額国費、道費の導入で完成できないかとのことですが、現在、国や道の補助制度で避難場所として採択される道路整備事業はありませんが、引き続き道代行事業で整備を行うよう、市町村懸案要望事項として強く北海道に要望しておりましたが、北海道では国の補助金削減、財政再建取り組みによる公共事業の見直しに伴い、道代行事業新規採択は平成17年度以降凍結されることになり、継続中の事業については平成19年度事業費目標を平成15年度の50%まで圧縮するため、財政状況が好転するまで事業採択は凍結するとのこととなります。さらに、着工以来10年を経過し、事業再評価が必要となり、本路線の費用対効果の現状では、知事代行としての事業継続が困難な状況であります。このため、残りの整備は厚岸町が事業主体となり、国からの支援を得て実施していきたいと考えております。

次に、既に整備済み道路の規格で、今後も整備すべきと考えるがとのことでありますが、整備済みの道路幅員は、車道のみ全幅7.5メートルの区間と、これに歩道幅2メートルが加わり全幅9.5メートルの区間がございます。

床潭・末広間道路山側は、地すべり地域に指定されたところが多くあり、すべての区間を歩道を加えた9.5メートルの道路に整備するとなると、地すべり対策もあわせて実施しなければならなくなり、膨大な費用と時間がかかってしまいます。本町が事業主体となり整備を進めるには、従来どおりの考えでは財政的に不可能であります。このため、残り全区間の車道のみ7.5メートルとし、極力山側ののり面を削らないように道路計画を立てることができればと考えております。

続いて、4点目の街の活性化について、地元購買運動が必要と思うがとの質問ですが、過去にも商工会などが中心になり、愛町購買運動などの実践をした経緯はありますが、近年においても大型スーパーやコンビニ店の進出、カタログ販売の台頭、取り扱い商品の専門店化等により、流通体系が大きくさま変わりしており、地元店での消費購買力の流出傾向に歯どめがかかっていない状況にあります。

質問者が言われるとおり、地域を支えるためには地元での消費購買は大事なことですが、これは消費者にお願いするだけではなく、商業者みずからも消費者ニーズにこたえる営業努力や、皆様に愛され利用しやすい店づくりや情報発信も欠くことのできない要素であります。今後、商工会や消費者協会などと協議し、具体的な対策について検討してみたいと思います。

私からは以上であります。他の質問については教育長より答弁があります。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、5点目、「あいさつ・声かけ運動」についてお答えいたします。

近年、青少年を取り巻くさまざまな問題が多発しており、いじめや不登校を初め、幼児や青少年が犠牲になる事件も後を絶ちません。このことは、人間関係の希薄化が進み、集団としての最小単位である家族でさえも良好なコミュニケーションがとれない状況にあることと深く関係していると考えます。

あいさつは、コミュニケーションをとるために生活の中で最も基本的な行為であり、また、最近の不審者等による事件から見受けられることは、地域における声かけが最も有効な防犯対策であると認識しております。

このような背景から、「あいさつ・声かけ運動」は教育行政執行方針でも明確に示しており、町内の各学校における取り組みも定着してきております。具体的には、1、PTAによる街頭指導や交通指導時の生徒に対する声かけの実施。2、真龍小学校「お迎え隊」による通学路での声かけの実施。3、児童会による「あいさつ運動週間」の設定や登校時における玄関ホールでのあいさつ運動の実施。4、学校評価設定項目にあいさつを設定し、具体的な成果を確認する。5、あいさつの大切さを学校だよりや学級通信により各家庭に呼びかける。6、外部講師を招いてのマナー教室の実施など各学校とも重点目標に掲げ、日常的な習慣としてさまざまな取り組みがなされております。

しかしながら、「あいさつ・声かけ運動」は学校だけで行うものではなく、地域が一体となって取り組んでいくことが必要であります。子供が投げかけたあいさつに対し、地域に住む大人がしっかりとこたえてあげることが必要であり、そのための地域への呼びかけとして、「生涯学習カレンダー」等による周知、呼びかけを強化してきておりますが、19年度では改めて自治会に対し周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 17番。

●佐々木議員 2回目の質問をさせていただきます。

1点目の質問に対して迅速な対応をしていただきまして、ありがとうございます。地域の希望が早く実現できるように、さらなる関係官庁への働きかけをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4点目についてお伺いします。

地元購買について、商工会等々と具体的な体制について検討したいということです。私は、その前に、ここは厚岸町役場ですので、町職員の皆さんからこの運動を始められてはいかがかなと思っております。まず、そういうことが一歩進むことによって、いろんな問題点が浮き出てくると思います。

先ほども言いました、売る側の努力と買う側の協力と。確かに、私が商店や企業の動きを見ていますと、正直言います、地元の商店や企業がまず自分の店から買っていただく、それから使っていただく、利用していただくという努力がですね、私が見た限りではちょっと努力が足りないのかな。運動を起こすことによって、買う側の希望と、そして売ってくれるというか、お店屋さんの方のこういう体制をとってほしいとか、逆に利用者、消費者の方からこういう方法をとっていただけないかとか、こういう方法があるんじゃないかと、そういう提案も必要だと思えます。

さっき言ったように、どうも地元の方たちのは、店を開いて、企業が、そうすると自動的にお客さんが来る、自動的に仕事 comes というふうに思っている方がかなりの部分いらっしゃると思います。でも、やはり商売というのは何というんでしょうか、PRして、自分の店はこういうものがありますよ、こういうことができますよとか、企業はこうやってやりますよ、いろんなアピールが必要だと思えます。ですから、言葉で言えば、営業しなければ、やはり自分の店も仕事がふえていかない、大きくなないと、それを消費者の方からも声を出してやっていただければなと思えます。何せ一歩を踏み出さないと、どういう問題があるのかというのがわからないのかなと思っています。

とにかく、厚岸町をなくしたくないという思いでもって、地元のお金は地元でもって回そうという運動を一からできるところ、できればこの役場の中から声を上げてやっていただきたいと思えます。その点でご意見をいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、5点目の「あいさつ・声かけ運動」についてです。

わざわざここで「指導も取り入れた」という文言を入れさせていただきました。あんまり具体的なことを言えば失礼だと思えますので差し控えますけれども、郊外にある保



育所、学校に通っている生徒さん、それと地域の大人の方と。やはり、声かけると、いい返事、いいあいさつされます。そのところの先生方や保育所の先生方ということは言いませんけれども、どっちかという、今これ厚岸町の問題ですから、町立の町の中にある保育所等でもって、複数の子供さん、保育士がいらっしゃる場所で、近いところで声かけても反応がない。それで、二、三の子供がこっちを向いて、どういうふうに対応したらいいのかな、そんなかわいそうな場面もあります。それと、小学生8人ぐらいと先生が2人ぐらいのときに、またそこで声かけても、2人ぐらいですね、ぽんと返事が返ってくる。

何か、今どきあいさつもできないと、私は人のつき合いというか、人の形成の上でもって一番原点だと思いますので、幼児教育、それから小学生の低学年、先ほども言いましたけれども、保育所の先生方の姿を黙っていても見ているわけです。だから、先生方や保育士の人方があいさつしなければ、子供たちだってしない。そんなところもですね、悲しいことですがけれども、先ほど指導も取り入れてはというところは、面接して採用されると思うんですけれども、こんなことを聞くのは失礼かもしれんけれども、こういうあいさつというか、人間という原点まで、ちょっと失礼かもしれないけれども、やっぱり声かけて、面接の中でもって、今後、子供のことを考えて対応できるように、きつい言葉で大変申しわけないんですけれども、指導も取り入れてというところをそんな感じでもって言わせていただきました。その点について、お考えがあればいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、愛町購買運動についてお答えをさせていただきたいと思っております。

町職員がみずから率先して、愛町購買運動に協力すべきでないかというお話であります。佐々木議員がご指摘のとおり、その気持ちはよくわかります。私といたしましても、できればそういう精神的な気持ちを持って郷土を愛していただきたい、そのように思いますが、しかしながら、それは強制できるものでもありませんので、その質問を受けながら、町職員に対してのお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 今、質問者が言われたことで、町長から答弁したように、基本的には強制できるものではないということです。それから、質問者が言われている形の中では、消費者に対して、商店街診断という形で一応調査したりなんかしたら、やはり店に入ったら暗いであるとか、商品の品ぞろえが悪いとか、いろいろなものは既にある程度出てきています。そういうのは商工会としても押さえています。ただ、それに対して、商店が投資してできるかと、また今厳しい状況にあるという形でございます。

それで、特に地元の消費の流出というか、そういう形の中では、逆に平成9年の商業統計から出た、北海道商店連合会がやったときから比べると、またさらに地元大手スーパーが来たものだから、地元での消費購買そのものは流出よりも若干減ってきていると。ただいま質問者が言われるのは、多分小さな店の話だと思います。

そういう中で、やはり商店もみずからそういうふう努力しなきゃない。ただ、流通体系も問屋さんがつぶれる時代ですから、価格競争とかそういうようなことになると難しい問題がありますけれども、当然、関係する消費者協会、町長が1回目で答弁したとおり、商工会や消費者協会とまずできるものから取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育所の保育士のあいさつの問題でございます。

保育所につきましては、まず乳幼児が生涯にわたって人間形成の基礎を養う、極めて重要な時期であります。その生活の大半を保育所で過ごしているわけでございます。また、そこでは養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子供を育成すると、こういった特性があるわけでございます。

そういった意味では、保育士は、幼児に対してはそれぞれ年齢によってはあいさつというものを教える度合いが違いますけれども、みずからそれを教える立場を振り返って、今まで以上のあいさつ、こういったものを意識した中で職員の努力を促していきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 私からは、学校におきます「あいさつ・声かけ運動」の状況ということでご説明をさせていただきます。

私は仕事柄、各学校に必ず1年に数回お邪魔することになってございますが、学校の玄関に入ったときに、子供たちから「こんにちは」という声が大変多くかかる、その姿にいつもほっとしているところでございます。また、ウォーキング中の女性から、学校帰りの子供たちが「さようなら」あるいは「こんにちは」「こんばんは」という声がかかりますという、大変うれしいお褒めの言葉もいただいたこともございます。

しかしながら、これはあいさつに限らないことではございますが、例えばうがいや手洗いの習慣も含めて同じことが言えるのですが、学校ではできることが、いざ日常生活の中ではどうなんだろうということを見たときに、これは学校も認識をしていることではございますが、なかなか定着していない。学校の中ではいいんだけどなという嘆きがよく聞かれる部分でもございます。

また、近年の不審者対策ということで、学校は、見なれない人に声をかけられたら話し相手になるんでないという指導を大変強く行っております。そういったことの弊害とってよろしいんでしょうか、そういうことも少しは出てきているのかなというふうに認識をしております。

質問者言われるとおり、あいさつはすればいいということではなくて、やはりあいさつを通して子供たちの豊かな心がはぐくまれるべきでありますし、また、人間関係づくりの基礎を養う、非常に重要な習慣でございます。今後、教師の意識改革も含めて、教師みずからが子供たちの模範となれるような、そういう意識を教師自身も持たなければならないというふうに思います。いま一度学校に対して、あいさつは校内ですればいいと、することが目的ではないんだと、やはりその中身をしっかりと見きわめていってほしいということも含めて、教師の意識改革も含めて、いま一度学校の方への指導をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

●議長（稲井議員） 17番。

●佐々木議員 まず、地元購買運動の件なんですけれども、私が話しているのは、大型、小型、既存にある町の商店、それは別というか、別々じゃなくて、大型スーパーだろうがやっぱり地元は地元なんです、経済効果あるわけですからね。ですから、この町の中でもってできるだけ買い物しよう、そういう意味の購買運動と言っているわけです。そう言われれば、どういうことを言っているのかなと、恐らくもう気づいていると思うんですけども、わざわざそれは言いません。

ですから、あくまでも厚岸町の店なり企業なり、いろいろあるわけですよ。お店屋さん、それから建設業から何かいろいろなことがあるわけですから、電気屋さんからはじめてです。そういうものを極力利用する、使うように、そこから買い物だったら買い物するような、まず厚岸町に目を向けましょうということを皆さんでやったらいかがですかということをお話ししているわけです。

それと、「あいさつ・声かけ運動」のことでもって、今、先生方も意識的に、先生方の気持ちもというか、指導というか、勉強しなきゃならんということを出されたものですから、それで私の言おうとしていたことがそこでもって言われたわけですけども、これは保育士の先生にも言える。幼児や生徒さん方にそれをさせる、やりなさいよというのではなくて、みずから見せて、やるべきだという教育するべきだと思う。そういう意味での指導も取り入れたらどうですかということを行ったわけです。そういう趣旨のことをいただきましたので、これからは指導者がみずからいい姿を見せて、いい子供たちが育っていくような環境づくりにさらに協力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、ここでこういうことを言ったら大変失礼かもしれませんが、今まで私も議員活動をしてきて、一言皆さんにお礼を言いたいと思っておりました。管理職を初め町職員の皆さんに一言お礼申し上げます。日ごろ地域からの要望や懸案事項に対して、敏速にそして的確に対応していただいたことに、この場をおかりして感謝申し上げます。今後も、厚岸町のため、厚岸町の町民のために頑張ってくださいようお願い申し上げます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 地元消費購買の関係でございます。

今、質問者言われたとおり、地元で消費拡大されることが地域経済にとって一番大事なことでございます。ただ、どういう形で地元、もちろん流通的な問題もございまして、仕事のなもの、それから専門分野的なこともございまして。ただ、いずれにいたしましても、地元ですべて対応できることをすることが地域経済にとって大事なことでありますから、関係機関とも協議しながら、できるものからとり進んでいきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほどお答えいたしましたけれども、まず先生たちが子供たちの見本である。先生たちは、それぞれいろいろな地域からいらっしゃって、厚岸町の先生としてお務めいただいておりますけれども、地元の子供たちにとってはここが地元だという中では、知らない大人の人たちにも先生たちが率先してあいさつするという姿勢が町でのあいさつにつながるんだらうというふうに思います。

確かに、僕も学校の中に入ると、非常にあいさつ・声かけがいいんですけども、外に出てくると、中学生というのはそういう恥ずかしい年ごろというものもあるんでしょうけれども、なかなか声をかけてくれないと。これは、先ほど言ったように、自治会等とも連携して、大人の方が声かけるという運動ももう一度やっていく必要がありますし、先生たちもまた、そうやって自分たちが率先して町の人にあいさつするという姿勢を子供たちに見せることも大切なのかなというふうに思います。もう一度指導してまいりたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 先ほど17番さんの最後の言葉なんですけど、これは一般質問にふさわしくない言葉だと思いますので、今後、そのようなことのないようにしていただきたいと思っております。

以上で、17番、佐々木議員の一般質問を終わります。

次に、4番、小澤議員の一般質問を行います。

4番、小澤議員。

●小澤議員 私は、今定例会、さきに通告してございます1点につきまして質問するものであります。

まず、一次産業、いわゆる酪農でありますけれども、その振興対策について、この1点について町長の基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

まず、その中の一つとして、牛乳・乳製品の消費低迷により、生産の抑制という措置をとったわけでありまして。そのことから、生産高の減少となり、今後の対応について、農業者、農業関係団体とともに考えるべきと思うが、いかがでしょうか。

それと関連しておりまして、農地の余り現象が起きております。先ほど、営農計画もできまして、その集計も出ております。そういうことから、相当な面積の遊休農地化が

心配されるわけではありますが、この対応についてもお考えをいただきたい。

次に、3番目の農道整備についてであります。

町長の執行方針の中にもございました、太田・片無去地区の集乳道整備事業、これも一応終わったわけではありますが、引き続き継続して行っていただきたいと思うわけではありますが、町長の執行方針の中にもそのことも採択され、そのことに取り組んでいく、そのように申しておられます。ありがたく受けとめているわけではありますが、その路線、そして面積、距離等につきましても、具体的にご説明いただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、小澤議員のご質問にお答えします。

1点目の牛乳の消費低迷により生産の抑制という措置をした。生産高の減少となり、今後の対応について農業関係者とともに考えるべきと思うがいかにかについてであります。平成18年度より町内酪農家は、生乳減産体制下の計画生産乳量範囲内で生産を行いながら、経営の継続を図る必要があります。とりわけ、粗収入が減少する中での所得確保を図る必要と、今後のチーズ仕向量が増加したとしてもチーズ向け乳価の低さから手取りの乳価の下落が懸念されますことから、さらに一層の低コスト生産体制を確立する必要のあるものと考えます。

具体的には、搾乳部門の所得増加は、むだな経費の削減とともに繁殖効率の向上、1頭当たりの年間乳量の増加など生産効率を高める手段では、固体乳量を抑制させて減産する方法より少数精鋭で飼養し、生産計画の範囲内で出荷する方法が有効と思われれます。

さらに、投資額が少なく、効果が早くあらわれるものとして、衛生的な乳質の向上、駄牛淘汰、粗飼料品質の向上、作業の省力化と効率化、後継牛の早期育成等が挙げられます。これらは、農協独自の対策に加え、町が取り組む産業振興及び支援策が目指す事業効果と一致していると認識することから、今後も産業振興及び支援対策を継続してまいります。

また、釧路農業改良普及センター釧路東部支所における普及事業の重点事業として、昨年から地区における哺育・育成管理技術の取り組みとして、農業者がこぞって取り組める基本的な技術指導と懇談会が開催されております。さらに、本年の1月末から2月末には、町内の農業関係機関及び団体で組織する厚岸町農業技術者連絡協議会と農協により、「もうかる経営への取り組み」をテーマとした懇談会が12回に分けて開催され、酪農家と農業共済組合獣医師と普及センター職員などとの間で充実した話し合いがされたと聞いております。

町といたしましては、今後ともこのような取り組みが継続されますことを望むとともに、関係機関及び団体が共通認識のもとに取り組みを強化したいと考えます。

続いて、2点目の農地の余り現象にあり、遊休農地が心配されるが、この対応についてであります。農地の流動化につきましては、農業委員会によるあっせん対応のほか、社団法人北海道農業開発公社による農地保有合理化事業を活用して、農地の売買や賃貸

借が円滑に進められてきました。

近年における農地の流動化は、離農者が売り渡し先農家を直接選択できる相対での売買や農業委員会があっせんを行う方法での売買が順調に行われ、規模拡大する農家が吸収してきたことにより、農地が遊休化することはなかったものです。しかし、生乳減産体制を迎えた現在においては、規模拡大を志向する農家が今後も吸収し続ける余地は少なくなることから、農地の立地条件などによっては利用調整が成立しない例が生ずるものではないかと考えております。

新たな農地の有効利用と自給飼料の向上対策として、輸入穀物の高騰に伴い配合飼料単価が連動する状況から、積算気温の低さなどで道東での作付が不向きだったデントコーンですが、品種改良された品種を導入して、作付する農家数と作付面積を増加させる取り組みが進められております。

また、農業委員会が取り組む農地パトロールによる耕作放棄地の解消と借り手の掘り起こしに加え、農地の引き受け手の創設対策として、農業生産法人の創設や新規就農者対策についてを農協とともに勉強と検討を取り組んでまいりたいと考えます。

続いて、3点目の農道整備についてであります。国土交通省の道路整備事業のほか、牧草農地の管理・調製作業及び牛乳等の生産物を輸送する基幹道路として、補助率の高い農業予算により町道の改良と舗装化を進めてきております。

これまで、太田地区では、一部除き農業予算で町道の整備が順次行われ、最近では町道南片無去道路等の整備が進められてきました。集乳道整備事業により、平成18年度をもって2地区の町道幹線と幹線の取り付け箇所から牛乳処理室までの支線整備を含めて完了いたします。

平成19年度からは、新たに道路整備の新規地区採択に向けて計画、協議を進め、太田6の通りと太田3号の一部及び太田8の通りの一部を同事業の継続地区として事業開始することとなり、道営集乳道整備事業太田第2地区として、平成23年までの5カ年で道路整備を進めます。

国は、現況の道路整備を踏まえ、今後における農業・農村整備事業の方向性として、道路整備事業費枠及び新規地区採択枠を縮減する傾向にあります。地域の道路は産業活動に必要な道路であるとともに生活道路でもありますので、地域における重要性と緊急性等を考慮しながら、国の動向や町財政の推移を勘案、調整し、整備計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 4番。

●小澤議員 ただいま町長から詳しくご説明をいただきました。そこで、再度お尋ねするわけでありませうけれども、その前に、私どものこの地域、我々酪農家に取り組んでいる大きな課題、そしてまた、農協として今後とるべき課題、これらについてちょっと私なりにその実態を述べながら、改めて町長の考え方をお聞きしたい、このように思います。

ご承知のように、私どもの生産している牛乳、そして乳製品、消費が低迷を続けているわけでありませう。特に、乳用牛につきましては、毎年のように前年度比減少を続けて

おります。これは全国的な傾向であります。少子高齢化に伴い、子供たちが減ってきている、学校給食が減ってきている、この大きな要因をなしておるんでしょうけれども、特に減少率の大きなのが北海道だと言われております。

そうしたことから、昨年の当初計画時点で抑制政策、いわゆる減産をなさいと、そういうような指導のもとに、我々酪農家は取り組んできたわけであります。

しかし、昨年の春先以来、非常に夏の期間におきましては天候が比較的よかった。そして、牧草の生育もよかった。しかし、不思議なことに牛乳は一向に出ない、そういう現象が起きたわけであります。減産体制に入っている、牛に聞かせたわけじゃないんですけれども、とにかく乳が出なかった。後半になりまして慌てて、農協では金を貸すから、資金を融資するから牛を買ってきて、力いっぱい搾りなさい、そういう号令をかけた。しかし、一たん落ち込んだものは簡単に回復しないんですね。水道の蛇口をあけるようなわけにいかない。そういうような現象が起きています。

厚岸町のいわゆる太田農協の牛乳の生産高、平成17年は6万5,475トン、これだけの実績を上げてきたわけであります。しかし、平成18年度においては6万3,721トン、これが太田農協に与えられた枠であります。しかし、後半になりまして、先ほど申しましたように、牛乳が一向に出てこない。昨年の10月末現在、クミカンの集計したやつでありますけれども、農協関連、総体的な数字でありますけれども、10カ月間で49億数千万円、50億円を切りました。前年度比2億円減であります。2億円といいますと、搾乳している酪農家は101戸であり、平均に割りますと約200万円、そのくらいの減収になったわけであります。これも、乳量の減ばかりでなく、乳価も下がりました。前年度比約2円くらい下がった。過去3年間の中では5円下がったわけであります。5円下がったということは、1,000トン生産している酪農家においては、500万円減産になっているわけであります。非常に厳しい状況にあるわけであります。

そういうことからしましても、これは平成18年3月まででありますけれども、見込みとして6万3,000トン、前年度比、せっかく太田農協に与えられた枠1,000トンから1,700トン目的に達しないと、未達が出るであろう、そのような見通しであります。そういうことが背景にあって、今年度の営農計画を立てたわけであります。

そうした厳しい状況が背景にあるものですから、お互いに農家は個々ガードを固めて、なるべく生産費の抑制という計画を立てた。そのことから、借り入れ地、いわゆる農業委員会があっせんして事業した跡地を近隣の農家に貸し付けているわけですね。こう厳しい状態になってくると、せっかく借りてきた農地を返す、要らなくなるんだ、そういうような現象も起きてきているわけであります。

そしてまた、今年度中に1戸の農家がやめる予定であります。これは我が町だけでなく、全道的な傾向であります。昨年度、全道で、酪農家が多分171戸だと思っておりますけれども離農した。その前の年は200戸余り、年々酪農家というものは減少している、そういう状況にあるわけであります。

今、国は、地方の時代だ、地方が強くならなければならん、そう唱えておりますね。我が町におきましても、やはり一次産業、我々、村外れに住んでおる、そういう者としても、自分の地域が1年1年減っていく、弱体化していく、非常に寂しい限りであります。

そういうことから、本年、営農計画を立てて、それを集計した。その結果を見ますと、太田地区におきまして200ヘクタール余りの農地が余るのでないだろうか、そのような現象が起きております。私ども太田ばかりではありません。先日、尾幌のある方とお会いしました。尾幌地区においても、そういう現象が起きている。町内全般で見ますと、相当な数になるのではないだろうか、このように予測されるわけであります。しかし、我々農業を営む者として、この地域の産業、まず酪農においては現在の生産高を減らしたくない。これ以上減らしては、ますます過疎化が進む、何としてもこの地域を守らなければいけない。

そういうことから先日、農協へ行きまして、組合長も同席しておりましたけれども、今、農協として取り組んでいかなければいけない課題は何だ、そういう話をいたしました。すると、農協では、課題はいっぱいあり過ぎる。だが、その中においても、一番深刻なのは農地の余り、遊休化が心配される、これが一番大きな課題だと、いかにこれを解消するか。

今、太田の若い人の仲間では、いろいろ話しているようであります。太田には草地利用組合という団体がございます。そこが200ヘクタール余りも余るんだと、こういう現象が起きているわけであります。しかし、とりわけ1年刈らないで放棄してしまうと、古草ができてしまうから今後ますます使えなくなる、そういう現象が起きます。差し当たり、今の対応としてコントラクター事業というものを取り入れている。太田の今の機械力では、短期間に十分収穫するものは可能だ、一応とにかく収穫をしよう。だが、その収穫した草をだれが食わずんだ、これが大きな問題であります。

昨年暮れに私、担当課の方へ参りまして、法人化、これも一つ進める、これが一つの策でないだろうか、そんな話も提言をいたしました。農協へ参りましても、組合長にその話も申しました。ところが今、皆さん方もご承知のように、乳価は年々下がる傾向にあります。そして、その牛に食わず配合飼料、購入飼料は年々上がっている。今、アメリカの方では、トウキビをつくって燃料をつくって車を走らすか、そういう時代になってきている。だから、今後、購入飼料はまず下がらんであろう、そのように予測されるわけであります。

そういうことから、法人化というものに対しても非常に疑問を感じるわけであります。果たして、そこでやってくれる元気のいい若い人がいるだろうか、非常にそのことも懸念されるわけであります。こうしたときに、農業団体、そして行政も一緒になって、今後の厚岸町の産業、いわゆる酪農を守っていく、これ以上振興させていく、そういう対策を講じていかなければならない、そういう時期に来ているのではないだろうか、このように思います。

もちろん、その中の経費節減のために、ただいま答弁いただきましたこの内容等について、いろいろと十分検討して、我々酪農家も研究しなければならない問題は多々あります。総体的に、やはり町としてとるべき道、厳しいんだ、厳しいんだ、ただ手をこまねいて待っていたのでは先が開けない、そのように思うんですね。

そういうことから、町長の今後の将来の展望に立った考え方、改めてお聞きしたい、このように思っております。

一番最後に上げた農道整備でありますけれども、この農道整備につきましては、片無



去・太田地区の集乳道整備事業が終わった。新たに太田第2地区集乳道整備事業に今年からかかる、非常にありがたいと思っておりますけれども、これも23年度まででしたか、完成を目指してやるんだと、このようなご答弁をいただきました。非常にありがたく受けとめているわけでありまして、一年でも早くこの整備ができるようお願いをするわけでありまして。

これと同時に、これで町内の農道、未整備な土地があるのかなのか、これで全部町内の農村部の道路が整備されるのかどうなのか。あったとしたならば、今後どういうふうにとり進めていくのか、これをお伺いしまして、2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） ここで暫時休憩をいたします。

4番さんの2回目の質問に対する答弁は、休憩後にしたいと思います。

再開は3時40分といたします。

午後3時05分休憩

午後3時40分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

4番議員さんに対する答弁を行います。

町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただき、基本的な町の姿勢についてお話をし、具体的なことにつきましては担当課長から答弁をさせたいと思います。

先ほど再質問の中で、酪農を取り巻く現況についてお話をいただきました。厚岸町といたしましても、酪農業はもとより、地域社会を守るという観点から、基幹産業であります酪農の振興にさらに努めていかなければならない、そのように感じ取ったわけでありまして。

さらにはまた、その実態を踏まえまして、去る3月1日に平成19年度乳価決定を間近に控えまして、釧路地方の酪農、畜産にかかわる要望につきまして、釧路管内の町村会並びに稲井議長を初め管内町村議長会ともども、国に強く要請をしまいたところでございます。さらにはまた、日豪のEPA、乳価など重要品目を関税撤廃の対象から除外をするということについても、強く要請をしてきたわけでありまして。

まだ正式な通知が来ておりませんが、平成19年度の乳価につきましては、補給金については上がるのではなかろうかと思っております。しかし、限度数量についてはマイナスになるのではなかろうか、そういう認識をいたしておりまして、依然として厳しい酪農状況であります。しっかりと基幹産業を守るために頑張りたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、牛乳の消費が低迷しているということにつきましてのお話をさせていただきたいと思います。それから、遊休農地の関係で、遊休農地をふやさない政策の町の考え方ということでお話をさせていただきますけれども、まず1点目の消費拡大の関係であります。

確かに、生産量で最近の数字なんですけれども、マイナス0.3%、消費量につきましてはマイナス1.5%ということで、議員おっしゃるとおり少子化の影響、子供が少ないということで少なからず影響が出ているということであります。それで、生産調整がこれ以上長引くと、生産者の意欲も失われてくるのが非常に心配されるわけであります。

この件につきまして、まず地産地消ということも言われてございます。地域の基幹産業を支援するためにも、消費拡大の方には今後とも協力してまいりたいと思います。

さらには、以前からこのことは言われていますけれども、国民1人当たりが今飲んでいる牛乳にプラスアルファ、コップ1杯飲んでいただければ、北海道酪農問題は解決するというふうに言われてございます。生産量を減らしたくないというのは、私も同じ思いであります。今後とも、消費拡大の方には協力してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、遊休農地をふやさない施策ということであります。

これにつきましては、議員と私同じ考えでありまして、離農を出さないということがまず第一ではないかなというふうに思います。

普及センターの事業で、農業委員会が指導センターの指導を受けながら進める、農協を含めてですけれども、家族協定という事業がございまして。これらについて研究をしてほしいというふうに、私ども思っているわけでありまして。この家族協定については、後継者の若返りということで、若手への経営移譲の促進ということでありまして。思った以上に効果がある施策というふうに言われております。

かつて、世帯主と後継者と意見が合わなくて、離農につながったケースもございまして。思いがけない離農で、周辺の農家が本来予想もしていなかった土地が出ることになって抱えて、それでもともと後継者がいなくて、高齢によって離農者の土地を将来抱えるというふうに思っていたところに、思いもかけない離農があつて、その土地も含めて不足することになるということになりますと、二重の投資ということで、将来非常に重荷になって、土地が流動化しないと、そういった要因の一つにもなるのではないかとというふうに思っております。

それからもう一つ、遊休農地の関係で、現在、町長の1回目の答弁でも申し上げたとおり、デントコーンへの作物の転換を図っていくということであります。このことで、草地面積が減る分、流動化も進んでくるのではないかとというふうに思っております。十勝と釧根の差は、十勝についてはデントコーン、これらが作付面積が非常に多くて、飼料作物の量の差が購入飼料の購入コストの差だということに言われてございます。釧根のような、こういった冷涼な地域でも収穫できるように最近になってきて、平成19年度で3年目を迎えるということで、作付面積もふえると、今後、遊休地の対策にもなってくるのではないかとというふうに思っております。

最後に、1回目の答弁で、6の通りほかの集乳道のメーター数が抜けておりましたのでお伝えしますが、6の通りについては2,590メートルになります。それから、太

田の3号道路の一部については1,495メートルになります。それから、8の通りの一部については597メートルということで、4,682メートルが今後、順次整備されることになるということでもあります。

それから、今後、集乳道を新たな地区を考えているかというご質問であります。私のもと、それから町道を管理しております建設課とも協議をさせていただきますけれども、今後考えられる地域といたしまして別寒辺牛地区の町道でありまして、糸魚沢若松間道路の途中からミヤモトさん、チダさんに行く道路があるわけですが、通称ゴクロウサンと呼ばれている三差路がございますが、そこに行き着くまでの道路と、この区間を新たな計画地区として、支庁とそれから私どもの建設課の方と打ち合わせをしながら今、計画を立てているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） あと23分、残り時間あります。

4番。

●小澤議員 いろいろと今、ご答弁をいただきましたので、農道につきましても、内容等についてわかりました。

ここで、やはり町の基幹産業である酪農を今後どのようにしていくか、そうした観点からいろいろと申し上げましたが、今まで暗い話ばかりしておりまして、まことに恐縮でありますけれども、この地域は、じゃあこの辺の太田農協の酪農家はどれだけ頑張っているか、暗い話ばかりではありません。雰囲気ちょっと触れてみたいと思っております。

端的に申しまして、隣の浜中町あるいは標茶町、釧路管内にあるすべての酪農家、どれだけ生産を上げているか。それを言いますと、生産量400トン前半、標茶町にしても大体400トンの後半、500トンまで生産はしておりません。これが釧路管内のすべての農家であります。

じゃあ、厚岸町はどれだけ生産しているのかといいますと、約6万4,000トン、平成17年では6万5,000トンを超えております。太田農協の酪農家、搾乳しているのは101戸あります。それを単純に割りますと630トン、管内では群を抜いております。では、乳価においてどうかといいますと、先月2月の乳価でありますけれども、管内の農協別ごとの牛乳の単価が出ておりました。補給金も含めた農家手取りの額、乳価でありますけれども、キロ当たり70円20銭から30銭、これが釧路管内のすべての農協が出荷している牛乳の単価であります。

では、釧路太田農協の出荷している牛乳単価はどれだけかといいますと71円20銭、他農協と比較して1円違います。なぜ違うか、乳成分の差であります。同じところへ出荷しているわけですから、ホクレン一元集荷、単位販売、同じところへ売っていてそれだけ差があるんですね。乳成分の差、質のいいもの、そういうものを出すことによって、それなりに価値が出てくるわけですね。努力をすることにおいて報われる、これが世の中です。

そういうことで、それなりに厚岸町の酪農家は高く評価をされておる地域である、そのように自負しているわけでありまして。それだけ頑張っている地域でありますから、その中において残念なことに、今年は200ヘクタール余りの草地が出るであろう、そういう

予測されているわけであります。では、これをどうするか、先ほども質問いたしました。やはり、法人化というものを考えていかなければならないのかな、そのことも考えます。

昨日、7日の農業新聞に出ておりました、北海道夢大賞という立派な賞をいただいた地域であります。隣の隣の別海町であります。1998年に研修牧場というものを立ち上げた。JAの5団体が主となって、もちろん行政も加わってでありますけれども、そうしたものを立ち上げた。そこでもって研修をし、そして1998年以来現在に至るまで、30数戸の新規に就農させているわけ。そして、その地域の産業の活性化のために努力をしている。高く評価をされて、北海道夢大賞という大きな賞をいただいた。昨日のニュースに出ておりました。

隣の浜中町におきましても、以前から、早くから研修牧場というものを立ち上げると、そこで研修した人をその地域に新規に就農させている、そういう対策を講じている。既にこの厚岸町でも、やはりそういう方法というものも、JA団体ともども協議をしていく、お互いに知恵を出し合って考えていかなければならないのでないだろうか。町長に改めてその考え方をお聞かせいただきたい。

そうした中で、指導的立場にあって、そういう観点から農業団体ともいろいろと話し合っていく、そういうことも必要でないだろうか。ただ困った、困った、その農地をどうしたらいいか、ただ手をこまねいていたのでは先が見えてこない。そのことが、やはり遊休農地化、遊休農地にしない、そういう一つの方法があるんじゃないだろうか、このことも真剣に考えるときが来ているのでないだろうか。ここで、改めて町長の基本的な考え方をお聞かせいただきまして、私の最後の質問といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、1点目の法人化も今後必要ではないかというお話であります。

現在、この件についても、農協の方で検討中であります。農地を最大限に活用していくことが、酪農の振興につながるということであります。農地の集約も含めまして、法人化も一つの方法ではないかというふうに思っています。ただ、道営草地で、今後3年間で500ヘクタールほど草地更新を予定してございますので、今後そう極端には農地は余らないのではないかという見通しを立ててございます。

最後に、研修牧場の関係でありますけれども、浜中農協有で研修牧場をそれぞれ持つてございます。これについては、私も究極の離農対策ではないかというふうに思っています。今後、農協の方とも、この研修牧場につきましても研究をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、小澤議員の一般質問を終わります。

次に、12番、谷口議員の一般質問を行います。

12番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3件について質問をいたします。

まず初めに、乳幼児医療費の無料化の拡充など、子育て支援についてお伺いをいたします。

今、若いお父さんやお母さんたちは、子供の笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両腕に抱えて、懸命に家庭をはぐくんでいます。子育ての大きな不安の一つに、子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため、重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切であります。

その一つとして、子供の医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になるものであります。厚岸町においても、乳幼児医療費の助成制度を行っておりますが、これをさらに進めるために、医療保険法の改正により本人負担の軽減がされることから、これに伴い町の負担も軽減されるわけでありまして。町独自の施策の拡充をすべきと考えますが、どのように考えているか、お伺いをいたします。

さらに、今、医師不足は大変深刻な状況にありますが、そのような中でも、特に産婦人科医師の不足は、地域を守っていく上でも、妊産婦の方々が安心して健診、出産ができる体制をつくり上げていかなければなりません。現在、どのような取り組みを心がけているか、お伺いをいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

最近の暴風雨（雪）時の高潮による浸水被害が長時間にわたり、範囲も広がっているように思われますが、港町、奔渡町地域の対策はどのように進められているか、お伺いをいたします。

さらに、通行どめ中の緊急自動車の通行はどのようになっているか、お伺いいたします。

さらに、浸水の防止策、排水対策と民有地への影響を配意した町道、道道のかさ上げなども必要と思われますが、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、500年間隔地震、日本海溝特措法など、地震・津波対策について、現在どのように計画が進められているか、お伺いをいたします。

次に、尾幌川の河川改修の目的と進捗状況、今後の計画はどのように進められるのか。

外海と向き合っている川が直線化・川幅を広げることにより津波の心配はないのか。今後の改修事業について、いま一度地域住民の意見・要望を踏まえて進めていくべきと考えますが、どのように考えているか、お伺いをいたします。

最後に、矢白別演習場についてお伺いをいたします。

矢白別演習場における今年度の在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練の日程が9月と発表されておりますが、これからは小火器の訓練も行うことが決まっているわけですが、これによって訓練の拡大、滞在日数の増が懸念されますが、どのように対応されていくか、お伺いをいたします。

2つ目といたしまして、砂防ダムのスリット化の改修事業が終わりましたが、効果の検証はどのように行われるのか、今後の事業についての考え方についてお伺いをいたします。

最後に、演習場周辺農家等に対する事業は、今後どのように進められるかお伺いをい

たしまして、私の第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、谷口議員のご質問にお答えします。

1点目の乳幼児医療費の無料化の拡充など、子育て支援についてのお尋ねですが、まず医療保険法の改正に伴い町の負担も軽減されることから、町独自の施策の拡充はできないのかについてであります。医療保険制度の見直しにかかわる健康保険の一部負担金については現在、3歳未満は2割負担であります。3割負担となっている3歳以上の幼児については、平成20年4月1日から、就学前まで3割から2割負担に引き下げられることになっております。

厚岸町乳幼児医療費の助成制度では、現行3歳未満と町民税非課税世帯の対象者は、初診時負担金として医科580円、歯科510円を負担していただき、課税世帯の対象者には初診時負担金のほか1割負担をしていただき、保険給付との差額分について助成制度で給付しているものであります。

ご質問にある町の負担の軽減ですが、医療給付にかかわる自己負担割合が1割下がる3歳以上就学前までの対象者の助成額は、平成18年度実績によります推計では327万円となり、この2分の1が町負担でありますので、乳幼児医療費助成の町負担軽減分は約163万円であります。

助成制度におきましては、厚岸町は早くから現物給付を取り入れ、医療機関窓口での支払い負担を軽減できるよう配慮してきたところであり、この取扱手数料として年間200万円を超える予算を町単独で負担しておりますことから、現時点では、このたびの医療保険法の改正に伴う町負担軽減分を、この制度の中で新たな受給者負担軽減施策として拡充する予定がないことをご理解ください。

次に、産婦人科医師の不足に関するお尋ねですが、以前から産婦人科医のなり手が少ない状況が続いていましたが、平成16年から義務づけられた新人医師の2年間の臨床研修制度により、産婦人科医師の不足が一層深刻化し、町民の多くが利用している釧路市内の産科を集約化する動きが進んでいます。この産科の再編によって、これまで4医療機関で15人の医師により年間約2,100人の出産実績がありましたが、今春からは2医療機関によって、12人の医師により同水準の体制を維持しようとの努力が続けられておりますので、厚岸町としては大きな期待を持って推移を見守っているところであります。

また、現在の医師を取り巻くさまざまな環境から、町立厚岸病院に産婦人科を復活させることは難しい状況にありますので、少子化対策の一環として、産婦人科への妊婦健診のための通院費を助成する制度を創設し、出産に至るまでの負担の一部緩和を図りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

続いて、2点目の防災対策についての質問にお答えいたします。

まず、最近の暴風雨時などの高潮による浸水被害が長時間にわたり、範囲も広がっているように思われるが、港町、奔渡町地域の対策はどのようになるのかとお尋ねのうち、通行どめ中の緊急自動車の通行はどのようになっているのかとのことですが、道路の冠水による一般車両の通行どめを実施中においても、消防車や救急自動車などの

救急車両または災害対策の作業などに従事する車両の進入通行ができるように、道路管理者と事前協議がされており、各機関の責任と判断により必要に応じて行われています。また、消防署では、現況に応じて予備の救急自動車を湖北省街地に分散配置するなどの対応もとられております。

次に、浸水対策、排水対策と民有地への影響を配慮した町道、道道のかさ上げなども必要ではないかとのことではありますが、港町地区については、恒久的な対策として護岸のかさ上げによる越波対策と、これにあわせてポンプなどによる排水対策が考えられます。

道路のかさ上げは、隣接する民地などへの影響を考慮しなければならないため、かさ上げする高さに限界があることと周囲の浸水は防げないため、まずは道路浸水時における通行障害を軽減するため、応急対策として道路のかさ上げを恒久対策とあわせて関係機関と検討しているところであり、隣接する民有地などへの影響に配慮して計画を持ちたいと考えております。

また、奔渡町地区については、護岸のかさ上げが主な対策となってくるとは思いますが、他に道路のかさ上げや公共下水道事業による雨水整備など、最も適切な方法を検討し、各施設の管理者や地域の関係者と協議を進めてまいりたいと思っております。

続いて、500年間隔地震、日本海溝特措法などの地震・津波対策について現在どのようになっているのかのお尋ねについてであります。まず日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法にかかわる対応であります。この法律の規定に基づいて、地方自治体ではこの地震防災対策の推進計画を策定して、地域防災計画に盛り込むことになっております。

町が策定する推進計画には、国が策定した基本計画及び北海道が策定する推進計画との連動が求められるものであります。この北海道の推進計画策定の作業スケジュールがおくれており、まだ示されておられません。

このような状況にあることから現在、厚岸町では推進計画策定の準備作業を鋭意進めながらも、内容の整合性を保つため、北海道で進められている推進計画の策定結果を待っている状況にあります。

また、500年間隔地震につきましては、中央防災会議においてその発生に警戒を要するとの発表がされており、その規模は十勝沖地震を大きく上回るものとして、津波の予想シミュレーションも公表がされております。

津波対策については、当然に最大被害が予想されるこの500年間隔地震によるものを想定したものでなければなりません。既に厚岸町では平成8年3月作成の防災マップにおいて、海拔10メートル未満を津波浸水危険区域に位置づけ、緊急避難場所を示しており、これは500年間隔地震の津波浸水予想区域を上回っております。

このことから、これまで示している緊急避難場所は適切であると判断しておりますが、500年間隔地震の津波浸水予想区域から除かれる箇所については、避難場所に加えることが適当と判断されることから、そこに所在する学校など公共の建物を含めて、緊急避難場所に位置づけを進める考えであります。

なお、この500年間隔地震などの津波対策につきましては、昨年6月に釧路開発建設部の支援事業として「厚岸漁港津波対策検討会」が設けられ、陸上及び海上における避難

のあり方等の検討がされており、その結果に基づく提言がされております。

これにより、本年2月27日には、厚岸漁協及びその各部会など町内の水産団体や自治会連合会並びに各行政機関が加わった「厚岸町漁業地域防災協議会」を立ち上げたところであり、今後、この協議会において避難方法等についての連携を図り、防災意識の啓発活動などの取り組みを継続的に進めていくことになっております。

津波対策の重点課題は、いざというときにいかに早く避難行動を起こせるかということですが、昨年11月及び本年1月の千島列島沖地震での津波警報による住民の避難率は低調でありました。このうち、昨年11月の避難行動については、北海道開発局の委託で群馬大学がアンケート調査を実施しており、これに厚岸町の住民も加わっています。既に結果の中間速報が公表されていますが、現在、さらに分析作業が進められておりますので、この調査結果も、今後の住民防災意識の向上に活用していきたいと考えています。

次に、尾幌川の河川改修の目的と進捗状況、今後の計画であります。尾幌川の改修は、降雨時における尾幌川のはんらんにより、尾幌・上尾幌地区の農地や家屋の浸水を防ぐため、平成元年に尾幌分水から上尾幌311番地の鉄道橋上流端までの14キロメートルを二級河川に昇格し、北海道において、このうち上尾幌地区2.9キロメートルと尾幌地区7.1キロメートルの河川改修が計画され、上尾幌地区は平成2年度に工事を着手し、平成14年度に完成しております。

一方、尾幌地区においては、河口改修に伴う漁業影響調査などを行ったため、平成9年度から工事着手となり、平成19年度までに河口部から道道根室浜中釧路線の開隴橋までの2.7キロメートルが完成する予定であり、残り4.4キロメートルは現在の計画では平成25年の完成予定であります。国の予算づけ次第では完成年度がずれ込む可能性があります。

河口部から国道44号線末広橋までは現在進めている断面で整備されますが、末広橋から上流は平成19年度に実施計画を立てる予定となっております。その中で計画断面などや年次計画が立てられることとなります。

また、外海と向き合っている川が直線化・川幅を広げることにより津波の心配はないかとの質問であります。一般的に河川改修などで河川が直線化されることにより、津波がより上流地点にまで到達することは懸念されます。

現在のところ、河川に侵入した津波の基本的性質すら十分に解明されているとは言いがたい状況にあり、河川の状態や津波の性質によっても影響の度合いが大きく変わってきますので、海に接している以上、津波の心配は常にあると考えなければなりません。

河川の直線化については、できるだけ既存河川のルートを変更しないように計画し、降雨の際に川がはんらんするおそれのある蛇行についてのみルート変更を行うよう計画しており、川幅は、大雨時において河川がはんらんしないように川幅が決められております。また、築堤高は、河口付近の最も低いところで高さ3.02メートル、開隴橋付近で9.26メートルとなっております。高さ的には十分確保されていると考えております。

今後の改修事業については、いま一度地域住民の意見・要望を踏まえて進めるべきではないかとのことですが、国道44号線の末広橋までは、地域住民への説明を行い、随時事業を進めておりますが、末広橋から上流部については、平成19年度の実施計画に当たり、地域住民の意見・要望を踏まえて進めることができるよう、事業主体である北海道



へ要請したいと思えます。

続いて、3点目の矢臼別演習場にかかわる質問についてお答えいたします。

まず、今年度の在沖繩米海兵隊の実弾射撃訓練の日程が9月と発表されたが、小火器の訓練も行うことになることから、訓練の拡大、滞在日数増などが懸念されるが、どのように対応されるのかについてであります。お尋ねのとおり、在沖繩米海兵隊による実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施にかかわる平成19年度の実施計画につきましては、本年2月27日に防衛施設庁から公表され、矢臼別演習場においては本年9月に訓練実施の予定が示されています。

なお、具体的な日程及び訓練部隊の規模等については、今後の日米間における調整により決定されることになっており、まだ示されておられません。

小火器の訓練を行うことにより、訓練の拡大、滞在日数増など懸念されるがとありますが、これにつきましては、小火器実弾射撃訓練の受け入れに関して、昨年8月に町議会へ行政報告いたしましたとおり、「今後における矢臼別演習場で行う在沖繩米海兵隊の訓練内容は、155ミリ榴弾砲及び小火器の実弾射撃であり、また、射撃訓練日数及び訓練規模は従前のとおりである」とのことが、国と北海道及び関係4町との間において確認されております。

本年度の射撃訓練の実施においては、当然この確認事項に基づいて具体的な内容が調整されて行われるものと思っておりますし、また、そのように申し入れを行っているところであります。

次に、砂防ダムのスリット化改修事業が終わったが、効果の検証と今後の事業についての考え方はどのようになるのかについてであります。トライベツ川ダムのスリット化は平成18年9月から工事を開始し、今年1月に完成しており、効果の検証につきましては、今まで継続的に実施してきた河川流域の土砂の移動要因となる流量調査や水質調査及びイトウ関連調査などを平成19年度以降も引き続き行い、この結果を踏まえながら専門家などの意見を聞き、土砂流出対策による周辺環境の影響調査や土砂流出対策効果の検証を行いたいと考えております。

今後の事業の考え方については、昨年1月に出された矢臼別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策検討委員会の最終報告に基づき、土砂生産源対策を実施するため、平成18年度はトライベツ川流域の演習場内において対策を必要とする地点の把握や対策工法の検討などの基本計画を策定中であり、今後はこの計画に基づき実施設計を行い、対策工事を進めていく考えであります。残るフッポウシ川、西フッポウシ川流域につきましては、今まで行ってきたダムによる土砂流出対策を見直し、湿原性流域の水辺環境を保全しつつ、演習場の機能を損なわない土砂流出対策として、土どめ、緑化、山腹工、沈砂池などを主体とした土砂生産源対策を進めていきたいと考えております。

また、今後、別寒辺牛川水系の土砂流出対策を行うに当たり、継続して土砂流出、生物生息にかかわる流域環境モニタリングと演習場内の流域特性に応じた土砂流出対策を防衛施設局と協議し、とり進めてまいりたいと考えております。

次に、演習場周辺農家に対する事業は、今後どのようになるのかについてありますが、矢臼別演習場に接するトライベツ地区において、浜中町農協が事業主体となり、昭和50年から54年にかけて、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業で牛乳冷却装置や

農作業機械類の導入及び隔障物などの設置事業が実施されております。

平成9年から13年にかけては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業及び防衛施設周辺民生安定施設整備事業により、厚岸町が事業主体となって、牧柵整備を4,388メートルと育成牛等一時管理施設9基を矢臼別演習場周辺牧柵整備助成事業で、また、地域における幹線道路の改良及び舗装を実施しております。

さらに、平成16年度までに、防衛施設周辺防音事業の対象地区内で住宅防音対策を希望した15戸が工事完了しております。

現時点において、演習場周辺農家が直接的受益者となる新たな事業計画は具体化しておりませんが、地域における要望内容と実施事業を選択しながら、事業関係機関と協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 もう半分たっちゃいましたから、ちょっと急いでやらないと間に合わないのかなと思うんですが、乳幼児の医療費の無料化についてなんですが、ちょっと今の答弁をお聞きしますと、結果的に医療法が改正されて、今まで厚岸町が200万円も使っていたと、全額ではないけれどもその分が浮くことになったから、患者負担の軽減策はしませんということに聞こえるんですね。

しかし、結果的にやはり、私も初めに申し上げましたけれども、子供を育てている家庭、そして今、子育て、子供をどうやって産み育てるかということに非常に関心が高まっている、そういう時期だと思うんですね。そういう時期に、やはり手厚い対策をとっていくというのが、本当に町民に対しても、そしてこの厚岸町が子供たちを本当に真剣に育てようとしている、そういう施策のあらわれが出たのではないのかということが認められてくるのではないのかなというふうに思うんですよ。

そういうことを考えると、やはりちょっと今の答弁は冷たい感じがしてならないんですが、いかがなものでしょうか。私は、再考していただきたいというふうに思うんですが、再度お伺いをいたします。

それから、産婦人科医の問題ですが、これはやっぱり町村すべてで大きな関心を持って取り組んでいかなければならない問題ではないのかなというふうに思うんですね。これは、厚岸町一町の問題ではなくて、もう日本全国あらゆる地域がこの問題では悲鳴を上げるような状態になってきて、釧路市の状況を見ても、民間病院と労災病院だったと思いますけれども、2つの医療機関が結果的に産科をやめてしまうというようなことになって、今の説明にあったように、今度は15名の医師が12名で対応しなければならぬというふうになると思うんですね。

それで、この辺で考えると、今度は根室市もなくなるということを知っておりますし、そうすると当然その人たちも含めて、近隣の町や、あるいは釧路市にその対応が迫られてくるというふうに思うんです。厚岸町で見れば、標茶町の町立病院か、あとは釧路市内ということになっていくと思うんですね。そうすると、本当に緊急の場合に受け入れてくれるような体制ができるかどうか。

奈良県だったと思いますけれども、さんざんたらい回しにされたあげくに、妊婦が亡くなってしまいうような、そういう事故も起きている。そういう現状に対しては、やはり抜本的な医師確保の対策を管内、北海道挙げて取り組んでいただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですね。

先ほど、町長の説明の中にも、なかなか医師になりたい人が、勤務が非常に厳しい条件にあるということ、あるいは研修医制度、こういうものも含めて大変な状況にあるということが言われておりますけれども、何といたっても医師をふやすことが非常に大事な問題ではないのかなというふうに思うんですね。

そして、今回、非常に全国的に医師が不足だということで、緊急に医師をふやす、そういう対応をしなければならなくなって、一定の県では人口割で医師をふやすことになりましたけれども、北海道は残念ながら若干上回っているということでその対象から外れてしまったんですね。ところが、人口比ではそうかもしれないけれども、面積当たり、道東なんかは特にその影響がすごくて、道東ではもう全国でも最低ランクの部類に入ってしまうというような状況にあるわけです。そういう実態を踏まえた上での対策を、やっぱり強く働きかけていくということで、管内挙げて取り組んでいくという姿勢が私は必要ではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

防災対策についてですが、私3人目ですから、三番せんじという言葉があるのかどうかわかりませんが、出がらしみたいなことになるのかもしれないかもしれませんが、やはり浸水、冠水、こういう問題に対しては抜本的な対応をしていただかなければならないのではないのかなというふうに思うんですね。

それで今、先ほどからご答弁になっておりますし、私への答弁にもありますような対応をとりながら、やはり抜本的な対策もとっていただかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですね。

それはなぜかという、やはり冠水、浸水あるいは水位が上がっているということは、もう明らかなわけです。そして、この間の冠水なんかは、2条通りは今まで比較的そういう被害がない地域だというふうに思われていた地域が、時間帯によってはかなりの水位になってしまっているということを考えると、港町全体をどうしていくのかという対策をとっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですね。

そうすると、やはり今、先ほど佐々木議員の質問の中で、15センチから20センチぐらいのかさ上げを計画しているんだというようなお話をされましたけれども、かさ上げすることによって、結果的にそれがまた次の浸水被害に結びついていく可能性もなきにしもあらずだと思うんです。

そうすると、やはり地域の方々の意見をよく聞いて、そして地域の実情がどうなっているか、その辺も徹底した調査をして、どのくらいの民地の高さがあるのか、そういうものも明らかにして、お宅はこういうときはこうなりますよということも示しながらやっていかないと、こういう対策はできないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、500年間隔の地震だとか日本海溝特措法の問題なんですけれども、これについては早急に対応していかなければならないと思うんですが、北海道でも、今の答弁では非常に対応がおくれていると言いながらも、その準備を進めて、各町とその対応を今

している最中ですよ。

それで、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して、津波に関する防災対策を講ずるべきものに係る区域というのがありますが、厚岸町内の主要な場所をほとんど網羅しているわけですが、この中に梅香町、有明町、真栄町2条・3条、これが入っていないのはどういうことなのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、これらについて、今後、道が進まないと、全く厚岸町の作業が進まないものなのかどうかについてもお伺いをいたします。

それから、3点目の尾幌川の改修の問題ですが、今年で大体、開籠橋まで終わることです。

それで、全体として非常に川が大きくなったわけですよ。それで、私が心配するのは、津波の問題もそうなんですけれども、昭和27年の十勝沖地震のときには、地域の人のお話を聞きますと、前に落差溝があった地域、あの地域あたりまで津波が上がったというふうに聞いているんですよ。そうすると、当時はあの川はぐにゃぐにゃと曲がった、物すごい蛇行した川でありますから、前に落差溝があったあたりまでが結果的には分水に、もともと直線化されていたんですよ。そうすると、その先は蛇行によって、結果的にそこで津波がとめられたわけです。

だけど、今度、今心配されているのは、500年間隔の地震は十勝沖地震をさらに上回る津波だと言われているわけですよ。そうすると、冬期間にもし大きな津波が発生した場合は、川は結氷しているわけですから、その上を津波が走るようになると思うんです。そうすると、その津波がどこまで行くかというのは、予測がつかないくらい上流まで行くのではないのかなというふうに思うんですよ。

中国の黄河では1年に1回、大潮のときに川に物すごい水が上っていくということが言われていますけれども、それに匹敵するようなことが、小さい川ではありますけれども、起きる可能性はやっぱり十分考えていかなければならないのではないのかなと。

そして、先ほどの町長の説明では、9メートルと言っていましたよね。そうすると、この高さというのは、相当上流の、今まで完成した開籠橋の近くの高さと一致するわけです。そうすると、尾幌全域というのは、逆にそれより低い地域が相当あることになるということを考えると、防災対策上も大変危険なものになると思いますけれども、それらについて心配がないのかどうか、もう一度お伺いをいたします。

それから、今後の事業については、やはり徹底して地域の皆さんの要望を十分吸い上げて、聞いた上で対応をしていってほしいというふうに思います。

それから、矢臼別の演習場の海兵隊の演習ですが、やはり私が一番懸念するのは、5つの演習場がぐるぐる回って、ちょうど今度は3サイクル目に入ると思うんですよ。そうすると、だんだんお互いになれが出てきて、いろんな問題が発生したりということにはならないか、非常にその辺の懸念がされるし、今、やはり世界各地で起きている現状を見ると、非常に不安を覚えるわけですよ。この地域でそういうことがやられていることが、逆にさまざまな反応を起こす原因にもなるというふうに私は考えるわけです。

ということから、私は、できればこういう演習は行わないのが一番いいというふうに考えますけれども、やはり住民の安全、これは自治体の役目でありますから、徹底して

この問題についてはきちんとした対応をとっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、砂防ダムの検証についてでありますけれども、これを進める中で、私たちの任期はもう終わりですけれども、例えば議会として、改修後の砂防ダムの実施と、申し入れをした場合には砂防ダムの調査をすることができるのかどうか、これについてお伺いをいたします。

それから、演習場の周辺農家の事業について、結果的にもうしばらく事業はないというふうになっていきますけれども、事業を要望する農家は全くないわけではないわけですよ。そうすると、そういう1件、2件でも、やっぱり事業はくみ上げて実施すべきというふうに思うんですが、それらについてどう考えているか、お伺いをいたします。

以上です。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方から、乳幼児医療費の関係につきましてご答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、子育て支援の大きな施策として、乳幼児医療費もその大きな効果を期待できるということにつきましては、私も同感でございます。

言われるように、無料化という考え方でいきますと、新たに700万円から800万円の財源を必要とするだろうというふうに推測しておりますが、この間、平成13年から厚岸町も北海道が認めていない通院年齢の引き上げでありますとか、制度をいじってまいりました。

それで、実際に年間、医療機関でかかる分、それから調剤薬局でかかる分を含めて、1万件から1万2,000件の利用があります。これは北海道の補助制度でありますので、1件審査で毎月、独自のシステムを使って積算をしてチェックをするわけです。こういった事務処理が非常に煩雑だということも含めて、実は近い将来的に国保連合会でありますとか社会保険支払基金でありますとかということに事務委託ができないだろうか、資格審査でありますとか内容審査でありますとかということも、実は事務方では検討しているわけでありまして、これはただでできるわけではなくて、新たに費用もかかる、そういうことも総体的に検討しながらですね。

先ほど町長の答弁では、現時点では100数十万円の財源が浮いたことによって、軽減措置を広げるということについては考えてないんだというお話をさせていただきました。これは正直なところの話でありまして、ただ、子育ての施策として重要な課題があるんだぞということについては、私どもも気持ちは同じであります。

そういった事務処理の関係、それからこの厳しい財政事情の中で新たなといいますか、施策の一本として乳幼児医療費の無料化あるいは負担軽減の拡大ということが可能かどうかということについては、これからの課題にさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 産科の関係につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

議員おっしゃられましたように、標茶町あるいは釧路市の産科への期待、これは厚岸町民として当然かと思えますけれども、標茶町につきましては今現在40件程度を年間取り扱っているそうでございますが、80人の出生に対しまして、できるだけ標茶町は標茶町で対応したいというような意気込みでございます。そうしますと、厚岸町としましては釧路市に頼らざるを得ない、そのような状況にあらうかと存じます。

私ども考えますに、この産婦人科医師の確保ということにつきましては、道が設置しております医療対策協議会というのがございますが、ここにおきましてさまざまな対応策について議論を深めていただき、さらには地域における医師確保や安定した医療提供体制の確立に向けたこの委員会の役割をしっかりと果たしていただきたい、そのように思っておりますし、また、釧路市も独自に審議会の中で、釧路市長がおっしゃっていましたが、釧路・根室管内の協力体制の構築を図って、釧根で一丸となって取り組みたいというふうに述べております。この考え方は私どもも十分理解できるところでございますし、また、我々もこういうところに参加をして、医師不足に対する対策組織としての意見という形で道に意見を申し上げていきたい、そのように考えておるところでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

●議長（稲井議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、谷口議員の一般質問が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 次に、私の方からは、防災対策について、港町地区の抜本的な対策が必要ではというご質問でございますが、これはさきの南谷議員さんからの答弁でもさせていただいておりますが、港町のこの抜本的な対策といいますのは、恒久的な対策といたしまして護岸のかさ上げ、それからポンプによる排水、これらを今、検討を行っていくところでございます。これは、関係機関、北海道なり、そういうところと検討を行っていくようにしているところでございます。

それから、道路のかさ上げを調整して町民に示す、そういったことをしていかなければならないのではないかとということでございますが、道路のかさ上げにつきましては、周辺の町民の方に影響を及ぼすおそれがございますので、慎重に高さを検討し、調査をいたしまして、当然それは町民の方にもお示しをしながら、対策を図っていきたいと考えてございます。

それから、尾幌川の改修で、大きな地震の津波が心配だというご質問でございますけれども、500年間隔地震のシミュレーションのときにつきましては、尾幌地区の津波のシミュレーションの想定データはございません。隣接する門静で5.5メートル、それから釧路町の仙鳳趾で4.6メートルの最大遡上高が想定されているということが言われております。

それで、尾幌川の改修の断面の計画を見ますと、計画の河床高、下の高さでございま

すけれども、それが国道44号線の末広橋のあるところで5.45メートルという高さになってございます。それから、護岸高さの落差溝のあったところ、測定1,400という付近でございしますが、そこの護岸高は7.32メートルという高さであります。これらの高さを見ますと、かなり余裕があるのかなど。ただ、冬するときについては、確かに川が凍っていたり、そういったこともございますので、想定は非常に難しいんですけれども、ただ、1回目の町長からの答弁でもありましたとおり、外海につながっているということは、津波が絶対に大丈夫ということはい切れることではありませんので、確かに心配な面はございますが、尾幌川が改修されますと、かなり高さ的に余裕ができてくるというふうに考えてございます。

それから、ダムの検証についてでございますけれども、議会等で申し入れした場合には調査ができるのかということでございます。これにつきましては、矢白別演習場内への立ち入りにつきましては、施設を管理しております陸上自衛隊別海駐屯地の許可が必要となってまいりますので、その許可を得ることによりまして立ち入りや調査は可能でございますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方から、防災の関係、それから矢白別演習場の関係でお答えします。

まず、防災関係の津波の特措法の関係でございますけれども、議員さんおっしゃる対策区域の関係でございます。

これは、いわゆる500年間隔地震を想定しました浸水区域、これの中で1メートル以上の浸水深さが想定される場所という形になってございまして、その中に含まれる劇場だとか、それから旅館だとか、そういった不特定多数の民間施設、こういったものは対策計画をつくらなければならないと、こういうふうに特措法がなっております。その範囲、いわゆる浸水を予想されるところが対策区域ということでございまして、あくまでも1メートル以上の深さが想定されるということになります。

ですから、そういった形の中で梅香町、有明町、それから真栄町の一部、こういったようなところが抜けるという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

それから、道が進まない、厚岸町の推進計画も進まないのかと、こういうことでございますけれども、実は厚岸町の対策推進計画は、事務方といたしましては一応たたきとなる素案はもうできているわけでございますけれども、ご案内のとおり、これは地域防災計画の中に含まれます。つまり、地域防災計画の修正ということになりまして、法的には知事の承認を得なければならない、こういうような扱いになるわけでございます。これの事前協議がやはり必要になってくるということでございます。

北海道の方が今、盛んに推進計画の策定作業を進めている段階でございまして、これは道の方とさらに調整しながら、推進計画の調整関係を進めてまいりたい、このように考えております。

それから、矢白別演習場の関係でございますけれども、住民の安全、これにつきまして

ではこれまでもご答弁申し上げてきておりますとおり、北海道、それから演習場周辺の4町で構成します連絡協議会、こちらを通じまして毎年この演習、米海兵隊での訓練に合わせまして、文書での要請活動をしてきてございます。これを継続いたしたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、トライベツ演習場周辺農家に対する事業は今後どうなるのかというお話であります。

この件につきましては、原則個人に対する補助制度は現在ありません。ただ、地域単位で、複数の受益者が出た場合については事業となるという内容であります。それによりまして、現在のところ事業がないという内容であります。ただ、防衛事業に限らず、道営の草地整備、これらをやってほしいという要望が現在あるというふうに伺っております。草地整備の中で隔障物など、その他の整備も可能かどうか、支庁の計画サイドともども、トライベツ地域の方々と受益者を含めまして協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

●議長（稲井議員） 12番さん、3回目の質問はまだ残るんですが、あと3分……。

●谷口議員 もう時間がないので、いいわ、質問しようがないから。

●議長（稲井議員） よろしいですか。

●谷口議員 予算でがっちりやります。

●議長（稲井議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

●議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。



平成19年3月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員